

議 事 日 程 第 2 号

令和6年9月3日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	佐	野	洋	平	議員	2 番	成	澤	和	音	議員
3 番	高	橋	千	夏	議員	4 番	関	谷	幸	子	議員
5 番	高	橋	英	夫	議員	6 番	高	橋		壽	議員
7 番	小 久	保	広	信	議員	8 番	影	澤	政	夫	議員
9 番	山	村		明	議員	1 0 番	堤		郁	雄	議員
1 1 番	植	松	美	穂	議員	1 2 番	古	山	悠	生	議員
1 3 番	島	貫	宏	幸	議員	1 4 番	木	村	芳	浩	議員
1 5 番	相	田	克	平	議員	1 6 番	遠	藤	隆	一	議員
1 7 番	太	田	克	典	議員	1 8 番	我	妻	徳	雄	議員
1 9 番	山	田	富	佐 子	議員	2 0 番	佐	藤	弘	司	議員
2 1 番	鳥	海	隆	太	議員	2 2 番	島	軒	純	一	議員
2 3 番	齋	藤	千 恵	子	議員	2 4 番	工	藤	正	雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 近 藤 洋 介

総 務 部 長 神 保 朋 之

企画調整部長	遠藤直樹	市民環境部長	佐藤明彦
健康福祉部長	山口恵美子	産業部長	安部晃市
建設部長	吉田晋平	会計管理者	本間加代子
上下水道部長	安部道夫	病院事業管理者	渡邊孝男
市立病院 事務局長	和田晋	総務課長	高橋貞義
財政課長	土田淳	政策企画課長	伊藤尊史
教育長	佐藤哲	教育管理部長	森谷幸彦
教育指導部長	山口博	選挙管理委員会 委員長	玉橋博幸
選挙管理委員会 事務局長	竹田好秀	代表監査委員	志賀秀樹
監査委員 事務局長	鈴木雄樹	農業委員会会長	小関善隆
農業委員会 事務局長	柴倉和典		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	栗林美佐子	事務局次長	細谷晃
議事調査主査	曾根浩司	主 任	齋藤舞有
主 任	佐藤丈史		

午前１０時００分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第２号により進めます。

.....

日程第１ 一般質問

○相田克平議長 日程第１、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、児童・生徒の健やかな成長を支援する施策について外１点、19番山田富佐子議員。

〔19番山田富佐子議員登壇〕（拍手）

○19番(山田富佐子議員) おはようございます。

公明党、山田富佐子です。

お忙しい中、傍聴に来ていただきました市民の皆様、本当にありがとうございます。

暑い暑い夏でしたが、最近は朝晩めっきり涼しくなりました。しかし、日中はまだ残暑が厳しく、そして度重なる台風の影響で体調を崩されている方もいらっしゃるようです。

先月、私はぎっくり腰になりました。大変つらい思いをいたしました。ドクターから、水分不足でも発症するので、水分をしっかり取るように言われ、ぎっくり腰と水分不足が関係があるとは思っていなかったのも、大変驚きました。

調べたところ、水分が不足すると、血液の濃度が高くなる。そして、血液の流れが悪くなって、筋肉に酸素が行き届かなくなり、筋肉が緊張し、腰に負担がかかり、腰痛やぎっくり腰になると書いてありました。改めて体のメカニズムの神秘さというか、緻密さに驚き、また、自身の高齢化も強く感じた次第です。

私の恥ずかしい体験でしたが、今、夏の疲れからか、帯状疱疹を発症される方も多く見られてい

ます。猛暑により、体調が回復されていないようです。たんぱく質を多く摂取し、体を休め、過ごされることを願い、お話しさせていただきました。

本日は、一般質問初日でトップバッターをさせていただきますが、今日で40回目の質問となりましたが、毎回緊張します。しかし、市民の小さな声に耳を傾け、市民の思いを伝えてまいりますので、当局の皆様におかれましても前向きな御返答をお願いいたします。

今回の質問は、子供たちの命・未来をどのように守るか、また、人生100年時代を目指し、市民の健やかな生活を願い、誰一人取り残さない社会をつくるための質問をいたします。

最初に、児童・生徒の健やかな成長を支援する施策について。

小項目１、端末を使用して実施している心の相談フォーム「ひとりじゃないよ」についてお聞きいたします。

長い夏休みが終わり、児童・生徒は今どのような学校生活を過ごしているのでしょうか。特に夏休み明けは体調不良や情緒不安定といった変化が表れやすい時期とされ、不登校や自ら命を絶つ子供が増える傾向にあります。

小中高生の自殺者数は、2020年以降、年間500人前後に上り、大変心配な状況です。子供たちがSOSを出しやすい環境、子供たちのSOSをキャッチできる環境づくりが重要と考えます。

県教育委員会は、児童生徒に対し相談窓口を開設していますが、電話での相談窓口となっています。自宅の固定電話では、家族がそばにいてかけづらく、また、全ての子供が携帯電話を持っている状況でもありません。電話できない、相談できない、対面では言いにくいなどを解消するための環境整備が必要と考えました。

昨年9月の一般質問で、1人1台配付されているタブレット端末を活用し、児童生徒の心や体調の変化に早期に気づけるよう、相談窓口を開設できないかについて質問させていただきました。

教育委員会では、早速検討していただき、今年3月、「ひとりじゃないよ」の相談窓口フォームを作成、それも作成費用ゼロ円です。本当に教育委員会の皆様の努力に感謝の思いでいっぱいです。ありがとうございました。

開始して約半年が経過していますが、相談の状況はどうでしょうか。相談の状況、件数、実施しての感想等についてお伺いいたします。

次に小項目2、命の尊さを学ぶ出前講座の認知度と、受講者の反応についてお伺いいたします。

職員の方は、命の尊さを学ぶ講座については御存じかと思いますが、市民の皆さん、議員の皆さんはいかがでしょうか。

昨年より社会教育文化課で命の尊さを学ぶ講座について、中学校、高校に出前授業を行っております。この講座は、体と心の著しい変化がある思春期の時期に、性の正しい知識を得ることにより、予期しない妊娠や性被害、性加害などから自分を守るための講義を助産師が行っています。

内容については、事前に講師、学校教諭、社会教育担当者で会議を行い、社会情勢なども取り入れ、講師の助産師がオーダーメイドの講義を行っています。

昨年、私は第一中学校2年生の講義と一緒に参加いたしました。何よりも驚いたのが、しっかり聞いている、もしくは聞いていないふりをしながらもしっかり聞いているということです。

この命の尊さを学ぶ講座について、生徒の反応や感想、そして学校や担当課が考えるこの出前授業の有用性についてお伺いいたします。

また、保護者の反応についても、お分かりであればお知らせください。

携帯電話やインターネットの普及により情報があふれている中で、性教育はナイーブな問題で、養護教諭や担任がなかなか踏み込めないこともあります。しかし、数多くの妊娠、出産を見てきた助産師だからこそお話しできることもあります。

私が調べた範囲ですが、このような性教育も含めた講座を市内全体の中学校、しかも学年ごとに行っている市や町はありません。単発で大きな講演会として行っているようでした。

生徒が学校で学年ごとに聞ける機会は大切です。例えば中学校3年間で1回は受講できる体制をつくることなど、継続して取り組んでいただきたいと思います。

来年度以降の開催について、対象学校、学年、予算なども含め、どのように考えているか、また、課題をどのように捉えているかについて、お伺いいたします。

次に、2、慢性閉塞性肺疾患——以下COPDといいます——の周知促進と予防の推進の取組についてお伺いいたします。

COPDは、主としてたばこの煙やPM2.5等の有害物質を吸い込むことで起きる肺の慢性疾患であり、症状としてはせき、たん、息切れが特徴です。

COPDは、厚生労働省が国民の健康増進を目的として実施している計画「健康日本21」では、生活習慣病に位置づけられています。

一度破壊された肺、気管支、肺胞は、元に戻りません。進行すると、息切れなどの症状により、24時間酸素吸入が必要となることもあります。悪化すると、身体活動性が低下し、フレイルに移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大、また、呼吸不全や心不全を引き起こす、命に関わる病気です。

日本COPD疫学研究の調査によると、国内の患者は約530万人、治療している人はそのうちの約36万2,000人です。約500万人が未診断・未治療と言われております。

平成25年から施行されている「健康日本21（第二次）」では、COPDの認知度を上げること、潜在的なCOPD患者の早期発見・早期治療につなげ、健康寿命の延伸や死亡数の減少につながるよう推進が必要であると言っております。

最初に小項目1、本市のCOPD患者数と、これまでの発症予防の取組についてお伺いいたします。

次に小項目2ですが、厚労省はCOPDの認知度を令和4年度までに80%を目標にしています。現在、本市の認知度は幾らになっているか、また、認知度向上に向け、どのように取り組んでいるかについて、併せて御返答をお願いいたします。

令和6年度から始まった「健康日本21」の第三次計画では、死亡率10万人当たり10.0を目標にしています。本市の直近の死亡率、死亡者数など、お分かりであればお知らせください。

そして、米沢市の健康づくりの中で、COPDの予防対策の位置づけはどうなっているかについてお知らせください。

COPDは喫煙が大きく関わっていますが、税務課にお聞きしたところ、市たばこ税は令和5年度決算で約5億9,000万円で、この金額は最近は横ばい状態と聞いています。また、令和3年度からは、たばこの販売本数が増加しているとのことでした。市民、職員の喫煙者数、受動喫煙対策について、最近の状況やデータなど、お分かりであればお伺いしたいと思います。

小項目3、市民の健康づくりを推進する取組についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大前は、市民の健康意識を高めるために、健康セミナー、健康まつりなどを実施していたと記憶しております。

最近の健康推進の啓発活動はどのように実施しているかをお伺いいたします。

次に、肺年齢測定を簡単にチェックできる器械、スパイロメーターを使用し、健診時や健康セミナーでCOPD予防の動機づけをすることができ、予防や効果につながるとは思います。この取組はいかがでしょうか。

最後の質問となります。

個別健診、集団健診、鷹山ドックなどで、COPDのリスクが分かるチェックシート（COPD

集団スクリーニング質問票）を活用してはいかがでしょうか。この質問票は、5つの質問項目をチェックするだけの簡単なものです。健診の問診票の書類と一緒に同封することも可能と思います。

徳島県は、COPDによる死亡率が全国平均より高く、ワースト1位だった数年間がありました。2022年の死亡率の全国平均13.7に対し、徳島県は19.8。山形県の死亡率は16.2でした。37都道府県中16番目でした。決して看過できる数字ではないと思います。

徳島市では、医師会と共同で啓発活動に取り組み、その結果、認知度を29.8%から55%に上げ、死亡率減少に向け取り組んでいる報告を見ました。

米沢市でも、米沢市医師会との検討もあると思いますが、ぜひ前向きに検討いただきたいと強く考えます。

最後に、命の尊さを学ぶ講座の中で、助産師が言われた「知識はお守り」の言葉が印象的でした。アンケートから、生徒たちが性に向き合い、自分と他者の命を守ることの学びの機会が有意義であったことが分かりました。

そして、企画するに当たり、かなりハードルが高かったにもかかわらず、果敢に取り組まれた社会教育文化課、理解を示し、賛同いただいた中学校の先生方、そして助産師の相田さんに深く感謝申し上げます、演壇からの質問を終わります。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、1の（1）児童・生徒の健やかな成長を支援する施策についてのうち、初めに端末を使用して実施した相談の状況はどうかについてお答えします。

児童生徒の健やかな成長を支援する施策として、米沢市では令和6年3月から1人1台端末を活用した心の悩み相談フォーム「ひとりじゃないよ」を運用し、多様な悩みを相談できる場所の一つとして体制を整えております。

相談の状況についてですが、寄せられた相談内容は多岐にわたります。具体的な例を挙げますと、「友達に嫌なことを言われる」「友達が悪口を言われているが、どうしたらよいか分からない」「親から叱責される」「勉強が分からない」といったものです。また、中には急を要する相談が寄せられることもあります。

具体的な対応についての要望も、「学校の先生に相談したい」「メールで返信が欲しい」「誰にも言わないでほしい」といった形で、様々です。

このように、児童生徒が抱える悩みは多様であり、それぞれの状況に応じた適切な支援を求める声が寄せられています。

相談件数については、令和6年3月から7月までの期間に合計で40件の相談が寄せられました。この件数から、直接相談が難しい児童生徒にとって非常に有効な手段であったと考えております。

今後も困ったときに頼れる場の一つとして活用してまいります。

実施しての感想としては、相談フォームの効果は大きいと感じています。

相談を希望する児童生徒については、即日学校と情報を共有しています。

学校では、常日頃から児童生徒の様子を観察し、随時教育相談を行っていますが、自分から相談することが難しい児童生徒がいることから、こうした情報提供は非常にありがたいという声をいただいております。

また、相談を受けた後の対応についても重要視しており、相談内容をどのように解決していくのか、また、解決後についてもしっかりと見取りを行っていききたいと思います。

対応に当たっては、学校教育課内だけではなく、関係機関とも情報を共有し、多角的な視点からアドバイスを受けることで、早期解決に努めております。

様々な立場の方と連携しながら、児童生徒一人一人に寄り添った支援をしていくことが私たち

の目指すところです。

今後も引き続き児童生徒の健やかな成長を支援するために取組を継続してまいります。

次に、（２）命の尊さを学ぶ出前講座の認知度と、受講者の反応はどうかについてお答えします。

本講座は、心身の変化が顕著である中学生及び高校生を対象に、命の始まり、妊娠や出産への理解を深めるとともに、性に対する正しい知識の習得、予期しない妊娠、SNS等を通じた性被害の予防、他者に対する適切な接し方を身につけることなどを目的に、令和5年度から助産師の資格を有する有識者を講師に招き、市内の中学校及び高校で実施しているものです。

本講座の実施に当たっては、事前に実施校の担当教諭と講師、社会教育文化課職員の三者間において入念に打合せを行い、学校側の実情や意向を踏まえ、学校ごとに講座内容をオーダーメイド化しており、各学校から高い評価を得ております。

なお、令和5年度の本講座の実績は、市内中学校6校と高校1校で実施し、計834名の生徒が受講しております。

また、今年度については8月末時点で市内中学校2校で実施しており、計154名の生徒が受講済みであるほか、本講座の対象とは異なりますが、市立保育園1園の20名の園児に対し、幼児向けの性教育講座を実施済みであります。

今後は、未実施の中学校5校と高校2校での実施を計画しており、現在日程調整を進めているところです。

次に、本講座の認知度についてですが、本講座は令和5年度から実施したこともあり、認知されている方は受講した生徒と学校の先生をはじめ、本講座を視察に来られた置賜教育事務所職員のほか、置賜管内の社会教育担当者などに限られていると推察され、認知度は低いと思われます。

そこで、本年11月には子供、女性への暴力をなくすことを目指した活動を実施している団体のパープルリボングレイス山形と連携し、子を持つ

保護者等を対象として命の尊さを学ぶ出前講座を体験できるイベントを予定しており、このような機会を通して対外的に広く周知していくほか、講座の実施状況を本市ホームページやSNSを活用して広報に努め、講座の認知度向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、受講者の反応についてですが、令和5年度に実施した講座後のアンケートでは、本講座の満足度について「満足」「やや満足」が全体の7割を占めており、「親や周りの人に愛されていることが分かり、感謝したいと思った」「予期せぬ妊娠、SNSでの性被害、性的暴力が他人事でないことが分かり、気をつけたい」「性被害に関する相談窓口があることを知り、少し安心した」「知識も興味もなかったが、大事なことだと分かった」といった感想や意見が多数寄せられ、講座を通して命の貴さへの意識を高めることができたと考えているところであります。

最後に、この出前講座の有用性についてですが、アンケート結果から、「性についての知識を学ぶことは大事なことだと思う」と答えた生徒が8割を超えていること、その一方で、「性について相談できる人はいますか」の問いに対し、「いない」と答えた生徒が6割、また、「性について悩みなどを相談できる窓口があることを知っていますか」の問いに対し、「この講座を受けて初めて知ることができた」などの声が多くあったことから、性に対する知識を学ぶこと、また、性に対する悩みを相談できる窓口があることを知っておくことの重要性を勘案すると、本講座の実施は大変意義深く、本市青少年の健全育成を推進する上でも有用性は高いものと考えております。

続きまして、(3)継続した取組が必要と考えるが、課題をどのように捉えているかについてお答えいたします。

議員お述べのとおり、本市としましても青少年の健全育成の観点から本講座は継続して実施していく必要があるものと考えております。

一方、本講座を継続する上で3つの課題があると認識しております。

1点目としましては、講座の実施に当たり講師謝礼が伴うことから、講座に関する予算確保を確実に行うこと。

2点目は、市内の高校において、今年度は2校で実施する予定ですが、いずれは全ての高校で実施できるよう拡充を図ること。

3点目は、本講座の講師として適任者と思われる方が現在1名であることから、講師にふさわしい人材の確保が必要であること。

以上3点が課題であると考えております。

令和2年度に策定し、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間で定めている米沢市教育振興基本計画では、「いのちの教育・心の教育の推進」を挙げております。

今後、課題の解決に努めるとともに、何よりも子供たちが命の貴さを理解し、他者を尊重する豊かな心を育むため、本講座を継続してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、2、慢性閉塞性肺疾患(COPD)の周知促進と予防の推進の取組についてお答えいたします。

(1)本市のCOPD患者数と取組はどうなっているかについてですが、慢性閉塞性肺疾患(COPD)は、細い気管支が炎症を起こし、肺への空気の流れが悪くなる呼吸器系の病気です。また、長期の喫煙によってもたらされることから、肺の生活習慣病とも言われています。

主な原因としては、たばこの煙が関与し、喫煙者からの発症が多く、進行すると少し動いただけでも息切れし、慢性のせきやたん、ぜんそくのような症状を合併し、さらに進行すると呼吸不全や心不全を起こす場合があります。

本市の患者数は、詳細なデータがないことから

把握できておりませんが、参考値として山形県国民健康保険連合会が提供する国保データベースシステムの疾病別医療費分析から確認した国保被保険者と後期高齢者医療被保険者のCOPDのレセプト件数は、令和5年度の国保は外来・入院合計で年間140件、同じく後期高齢者医療では465件、合わせて605件となり、1か月当たりの平均は50.4件であることが分かりました。

次に、本市における発症予防の取組についてですが、COPDの原因としては50%から80%にたばこの煙が関与しており、喫煙者の20%から50%が発症すると言われておりますので、まずは喫煙者への働きかけが重要となります。

そのため、「たばこをやめてみませんか」などの啓発チラシを用いた健診結果・健康づくり相談会などでの禁煙指導・禁煙外来の案内や、妊娠届出時や新生児訪問、乳幼児健診等を通しての妊産婦への喫煙や受動喫煙による胎児への影響などの啓発と指導を行っています。

このほか、世界禁煙デーや禁煙週間には、広報、SNS等において喫煙・禁煙についての情報発信を行っています。

また、受動喫煙対策としては、健康増進法の一部を改正する法律や山形県受動喫煙防止条例に基づき、通知やポスター等で学校、大学、行政機関、公共性の高い施設、職場や飲食店等への施設ごとの受動喫煙防止の啓発や、望まない受動喫煙を防止する環境整備にも力を入れてまいりました。

(2) COPDの認知度向上についての取組はどうか。

本市のCOPDの認知度については、令和5年11月に策定した米沢市健康長寿日本一推進プランの中で、現状値30.1%を令和16年には80%以上とする目標値を掲げております。

平成25年の7.4%、平成29年の13.5%と比較すると、認知度は上昇しましたが、目標値80%以上には遠い状況にあることから、今後とも健康相談や

禁煙指導を通してCOPDの周知に努めるほか、公共施設の敷地内禁煙、飲食店等への受動喫煙防止の啓発など、環境整備を進めていくことも重要であると考えています。

また、本市のCOPDの死亡者数は、令和2年は12人、令和3年は27人で、人口10万人当たりの死亡数である死亡率は、令和2年が14.9、令和3年は33.6でした。令和2年と令和3年を比較して、死亡者数、死亡率ともに2倍以上に増加しており、また、令和3年の国の死亡率13.3、県の死亡率の18.3と比較しても高い状況です。

国は、「健康日本21（第三次）」の中で、禁煙による予防と早期発見を通じて、令和14年度までのCOPDの死亡率の目標を10.0に掲げ、死亡率の減少を目指しています。

また、県の第2次健康やまがた安心プランにおいても、令和14年度までのCOPDの死亡率を13.7まで減少させることを目標としています。

本市では、昨年11月に策定した米沢市健康長寿日本一推進プランの中で、COPDの死亡率の目標数値を設定していなかったことから、今後目標値を設定するよう計画の見直しを行ってまいります。

また、本市の喫煙者は、令和4年のアンケート調査によりますと、喫煙割合ですが20歳以上で男性が21.5%、女性が8.8%となっております。これを令和16年度までの目標数値として、男性を12%、女性を5%まで改善させたいと考えているところです。

市民に対する禁煙・受動喫煙対策としては、COPDの発症予防同様、健診受診後の健康相談や禁煙指導、医師等による健康教室でのたばこに関する講話や保健師による出前講座などを今後も継続して実施していきたいと考えております。

(3) 市民の健康づくりを推進する取組はどうか。

現在は、健康セミナーや健康まつりといった大規模な催しは実施しておりませんが、米沢市衛生

組合連合会と連携し、地区別に健康教室を開催しております。

令和2年から令和4年までは、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小や中止となりましたが、令和5年度は米沢市医師会と協議し、各地区からの要望に応じた健康教室を16地区で22回開催いたしました。

今年度も各地区で医師、薬剤師、栄養士等の講師による生活習慣病等の講話や体操実技などの健康教室を20回実施予定です。

また、市民や企業、ふれあい・いきいきサロン等の各種団体からの要望を受け、出前講座なども実施しております。

次に、COPD集団スクリーニング質問票については、質問に答えていただくだけでハイリスク者を抽出でき、早期発見・早期治療につながると言われておりますので、呼吸器検診受診の際に活用できないか、米沢市医師会と協議の上、実施方法について今後検討してまいります。

また、現在、市では呼吸機能検査を鷹山ドックのオプションメニューとして受診することができ、自己負担が必要となりますが、自分の肺年齢を知ることができます。肺年齢というワードは市民にとっても興味関心が高いと考えられることから、周知啓発の有効な手段として、今後、健診ガイドブックへの掲載やホームページ、SNS等で広く周知してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、COPDの認知度向上についての取組のうち、市職員に対する禁煙・受動喫煙防止対策についてお答えいたします。

まず、職員の喫煙者数についてですが、昨年度実施した職員健康診断の問診によります喫煙習慣の項目に関し、「喫煙習慣あり」と回答した人数は、市立病院勤務の職員を除く共済組合員866人中101人でした。割合にして11.66%と

なります。

山形県内の自治体職員が加入しております山形県市町村職員共済組合によりますと、「喫煙習慣なし」のランキングでは、県内の53所属所中13位ということで、上位にあるものでございます。

令和元年度から令和3年度にかけて、職員に対し受動喫煙防止対策研修を実施しております。この研修は、職場における受動喫煙防止対策への職員の理解を深めるため、喫煙習慣の有無にかかわらず、医療職を除く全職員を受講対象として実施したものでございます。

研修前後のアンケート調査によると、喫煙に対する危機感につきましては、「危機感がある」と判断できる割合が受講前後で約57%から約83%に増加しました。このことは、受講前に比べ受講後には喫煙が健康に悪影響を及ぼす認識がより強まったとともに、受動喫煙防止対策の強化について理解を深めた職員が多かったことを表すものと捉えております。

なお、本研修実施前の令和元年度の健康診断問診により「喫煙習慣あり」と回答した割合は14.9%でありましたことから、現在は喫煙者の割合は減っているようでございます。

今後も健康診断やその結果に基づく特定保健指導の機会を利用するなどして、禁煙啓発等に努めたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） 詳細な説明、御返答をありがとうございました。

それでは、最初にCOPDの予防について質問させていただきます。

先ほど健康福祉部長のほうからもありましたけれども、重症化を来すといろいろな行動制限がされたり、また本人、家族の負担が増え、また医療費も増大する、在宅酸素療法などの申請者が多くなると市の補助額も増えるわけです。在宅酸素療法を行っている介護施設への入所のハードル

が高くなるということを、私は今回いろいろ市民の方から相談いただきまして分かりました。入所が難しいということです。であるからこそ、やはり早急に認知度を高めて、早期治療していただいて、少しでも重症化しないような取組が大切だったところですよ。

先ほどの健康福祉部長のお話の中にも、米沢市の令和4年度の認知度が30.1%で、令和16年度までに80%に向上させていくというお話もありましたが、私の読み込み不足でしょうか、この健康長寿日本一推進プランの中には、どうやって認知度を高めていくのかという具体的な施策が示されておりました。この具体的な施策についてはどこに書いてあるのか、お分かりであればお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かに今回のCOPDに関しては早期発見・早期治療というのが大変重要になっているということで、やはり認知度を上げることが本当に重要なこととなっております。

確かに推進プランにおいて重要な課題と捉え、認知度の向上を図らなければいけないということは十分認識していたところですが、計画の中では具体的な施策までには至っていませんでした。

ただ、先ほども申し上げましたように、毎回実施される健康相談などを通じまして広く周知していくということは継続して実施していきたいと考えております。

また、先ほども壇上で申し上げましたように、米沢市医師会を通じて向上に向けた、また早期発見・早期治療に向かうための施策として、今協議を進めさせていただいていることもございますので、できるだけ早い時期にお示しさせていただきながら、進めていきたいと考えております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

私は、こういう計画というのはやはりきちんとした設定がないと評価できない。例えばこの健康長寿日本一推進プランも、令和5年から令和17年度の12年間の計画なわけです。そして、令和11年に中間評価をすると記載されていますが、この認知度を80%に上げるための具体的な方法が、先ほど健康福祉部長からは地域の健康相談とか健康セミナーでやっていくというのはお聞きしましたけれども、具体的に令和11年に中間評価をするときに、中間評価できにくいのではないかと。指標もそうですけれども、やはりその対策をきちんと挙げなければ評価は難しいのではないかと私は思っておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。

あと、先ほどの返答の中では、死亡者数が令和2年度が12名、そして令和3年度が27名、2倍以上に増えている、これは本当に大変なデータで、驚いております。やはりこれはきちんと、なかなか分析とかいろいろできにくいかもしれませんが、先ほどと同じく計画、対策をどのようにするかが大切なのではないでしょうか。やはり私は、健康長寿日本一推進プランには令和16年に80%にすると書いてはあるものの、本当に本市の本気度が見えない。健康福祉部長も検討するとは言ってくださいましたけれども、もう一度課内で検討していただいて、中間評価もきちんとできるように、また市民の健康が少しでも改善できるように、そういう計画を立てていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

あと、先ほど受動喫煙対策のことで総務部長からお話をいただきました。禁煙のセミナーがちょうど令和元年頃ですか、ずっと3年間ぐらい行われたのは私も存じておりますし、私も親しくさせていただいている呼吸器の先生がちょうど3回にわたって講義をしていただいたことも存じておりますし、私も視察させていただきました。

この庁舎は、令和3年度に喫煙所が屋上になったわけです。それで、久しぶりに屋上に行きまし

た。そうしたところ、床に吸い殻が落ちていました。清掃員の方に確認したところ、「朝一番で掃き掃除をしたのですが」と言われました。また、清掃中にも喫煙されている職員もおられるということで、大変私は驚きました。職員だけの受動喫煙対策ではないはずです。清掃員の方の健康を守ることも大変重要なことだと思います。

そして、なおかつごみ箱に吸い殻が捨ててある。ちょうど令和3年に、清掃員の方の健康を守るために灰皿の撤去をお願いしまして、個人で自分の携帯灰皿を持ってきて、そこに吸い殻を入れて持ち帰る、そうすると清掃員の方の健康も守れるのではないかということで、私は提案させていただいたわけですが、ごみ箱に吸い殻が捨てられるなんていうことは、本当に火事になったら大変なことだと思いますので、やはりこれはぜひきちんと指導していただきたいと思います。

健康長寿日本一推進プランの45ページには、市の取組として公共施設における受動喫煙防止対策の推進をしていくと書いてあります。もちろん職員もそうですが、清掃員の方の健康も大変重要なことですので、早急に改善が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 この庁舎の屋上喫煙所の使用に関してでございますが、令和3年3月から職員の勤務時間の喫煙は禁止しているところでございます。ただ、勤務開始時間の異なる会計年度任用職員等が始業前に喫煙所を利用し、清掃委託業者の清掃時間と重なる例が散見されたということはこちらも確認ができたところでございます。

それを受けまして、清掃作業員の受動喫煙防止のため、先月末より委託業者の清掃箇所から喫煙所の清掃を除外する対応といたしたところでございます。喫煙所の清掃については利用者が自ら行うこととし、喫煙マナーの意識向上にもつなげたいと考えております。

なお、勤務時間中の喫煙防止、吸い殻の処理、

喫煙後のエレベーターの利用禁止など、これまでも職員に対し通知した事項について、改めて周知させていただいて、喫煙しない職員等への受動喫煙防止にこれからも努めてまいりたいと思っております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番(山田富佐子議員) 総務部長、よろしく再指導をお願いしたいと思います。

次に、大項目1の子供たちの活用している状況を先ほどお聞きいたしました。40件ということでしたけれども、子供たちはそういう相談窓口があるということはやはり大変有効であったのではないかと。また、教育委員会も、また学校の先生もそういうふうに思っていられっしゃるということ、大変うれしく思ったところです。

先ほど相談受信後の体制ということでは、いろんな専門家も交えながら、相談を早急にしなければならないこともあるというお話も教育長からありましたけれども、例えば相談受信後の体制について、フローチャートのようなものがあるのかどうか、伺いできますでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

具体的なフローチャートというものは作成しておりませんが、課内でこのケースについてはこちらのほうに相談すべきであるという共通した認識はあると思っております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番(山田富佐子議員) ありがとうございます。

今は40件という数字ですので、来たらば対応というのはしやすいのかもしれませんが、これから増えてきた場合にはどのように、やはり先生方も、また教育委員会の方もいろいろ業務もあるわけですので、それが見過ごされないように、相談が来たらきちんとしっかりフローチャートを使って、その相談を最後まで子供たちに寄り添って解

決していただきたいという思いから今お話しさせていたいただいところですので、ぜひにお願いしたいと思います。

また、半年使用しているわけですがけれども、その相談フォームを改良する点などはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現時点で改良というところまでは考えてはございませんけれども、今後これを利用していく中で、例えば学校現場、教員からの話ですとか、こちらでも再度検討はしてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

やはり相談フォームで児童生徒の悩みや困り事、友人の問題、体のこと、家庭のこと、多種多様な問題が全て解決できるとは思っていません。しかし、1人じゃないよと、思いを聞いてくれる人がいるよという発信がすごくやはり大切なのではないか、それが孤立させないという点では大変有効なことだと思います。

県は、SOSの出し方・受け止め方教育普及拡大モデル事業を本年度から実施していますが、米沢市では実施されているのかどうか、お伺いできますか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 ただいま行っている「ひとりじゃないよ」のフォームについても、県のそういう指針に基づいて行っていると認識しております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

やはり子供たちが自殺まで行くというときには、本当に孤立感があったり、自分の思いを分かってくれる方が少ないとか、自分自身がだんだんだんだん孤立していく、そういうふうになっていくと

本でも読んだところですが、このフォームをぜひ子供たちにもまた周知していただいて、未来ある子供たちのこれからの学びに、教育に生かしていただければと思います。

次に、命の尊さを学ぶ出前講座について再度質問いたします。

この講座では、妊娠、出産、また大人たちに待ち望まれて生まれてきたこと、大事に育てられたこと、自分の命も他者の命も大事である、また、性感染症や予期しない妊娠、不妊症、性犯罪の被害者、加害者にならないような具体的な講演や、またSNSの紹介とか、相談窓口まで紹介し、幅広く講義をしておりました。

実は800年前、ローマの皇帝フリードリヒ2世の恐ろしい実験の話もこのときありました。御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、少しだけ紹介いたします。ローマ皇帝の部下50人の生まれたばかりの赤ちゃんを集め、生きるための最低限の世話、おむつを替え、ミルクを与え、風呂に入れる。しかし、乳母は笑いかけない、話しかけない、目を合わせないという育て方をした結果、後に赤ちゃん全員が亡くなってしまったという話です。生命を維持するだけでは生きられない、コミュニケーションやスキンシップの大切さ、自己肯定感を高めることについて、相田助産師から話がありました。

そして、生徒からは、アンケートの中で「親や周りから愛されていることが分かり、感謝したいと思った」という感想も述べられておりました。

先ほど教育長からもアンケートの結果についてはお話がありました。繰り返しになるかもしれませんが、70%の生徒が講座を理解でき、満足できています。また、85%が「性についての知識を学ぶことは大事である」、そして60%が「相談できる人がいない」、そして80%が「性について家族で話すことはできない」と答えておりました。

昨年、ジャニーズのタレントの性被害のニュースが大きな問題となりましたが、感想の中には

「性被害は女性だけではない。男性の性被害もある」とはっきり意見を書いている生徒がおりまして、しっかり情報を取り、自分の考えを持っているということが改めてうかがえた状況です。

令和4年、全国の人工妊娠中絶件数は12万2,725件、そのうち10代が前年度より476件増えまして9,569件でした。15歳以下では403件です。国内の10代の人工妊娠中絶件数は約1万人です。自分の命、そして他者の命を守ることにについて、今後も重要であると思います。

そこで、市長にお伺いいたします。

市長は、今年度の市政運営方針の中で、命の尊さを学ぶ出前講座について、「中・高生を対象に性や妊娠・出産への理解を深め、命の尊さについて学ぶ講座を引き続き実施し、青少年教育の充実を図ります」と述べておられます。市長のお考えと、大変公務で忙しいとは重々承知しておりますが、市長に内容や現場の雰囲気も含め視察していただきたいと考えますが、市長、いかがでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 山田議員、御質問ありがとうございます。

命の尊さを学ぶ講座、改めて今日山田議員の質疑を伺って、この講座の重要性というものを再認識したところであります。ありがとうございます。

先ほど答弁にて教育長が述べたとおりでありますけれども、性や妊娠、出産に対して正しい理解を深めること、これは青少年の健全育成の観点から大変意義のある取組だと認識しているところであります。特に最近のSNS等をめぐる環境を顧みますと、SNSによって性被害に遭わないように正しい知識を身につけることは特に重要と思っておるわけであります。

議員から御提案の現場の視察であります。御指摘のとおり私はまだ聞いたことがないものですから、ぜひ日程を調整して、早ければ年内には伺うことができればと思っております。

山田議員はもう既に御覧になったということで、よければ一緒に見ていただいて、また私も御指導いただければと、このように思います。ありがとうございました。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

本市で行っている事業を、市長も時間を取っていただいて視察していただけるということで、大変うれしく思っております。

先ほども演壇で言いましたけれども、県内ではこのような事業をやっているところが本当に少ないのです。単発でとか、ただ大きな会場でとか、そういう感じなのですね。やはり私は情報が氾濫している中で、この米沢だけでなく山形の子供たちの命をしっかりと守るために大変重要な事業であり教育であると私は思っておりますので、ぜひ市長にも視察していただいて、そのことを広く県内にも勧めていただければと思いますが、市長、いかがでしょうか、改めて。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。

ぜひ現場を見させていただいた上で、私も例えば県市長会であるとか、また置賜3市5町の集まりであるとか、そういった様々な会合がございますので、議員御指摘のとおり、この米沢の誇るべき取組をPRしていきたいと、このように思います。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

本当に私自身この講座を聞いたときに、ハードルの高いこの事業をよくやってくれたと、すごく驚きでした。やはりこういう事業というのは、なかなか本当に学校の先生方の理解を得るのも大変なことだし、よく社会教育文化課で取り組んでいただいたと、すごく感謝しております。

また、先ほど教育長の答弁の中にも、11月には

広く市民に対してこの命の尊さを学ぶ講座をやっていくとお伺いしました。私も実はパープルリボングレイス山形の会員でもございますので、この事業にも関わらせていただいております。この米沢市の、そして山形県の子供たちを守るために、しっかりまたこれからも努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今日はありがとうございます。

○相田克平議長 以上で19番山田富佐子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休 憩

~~~~~  
午前11時06分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、本市における相続土地国庫帰属制度について外2点、8番影澤政夫議員。

〔8番影澤政夫議員登壇〕（拍手）

○8番（影澤政夫議員） お忙しい時間帯にもかかわらず、傍聴においでいただきました市民の皆さん、誠にありがとうございます。皆様の議会に対する関心と御支援に心から感謝申し上げる次第でございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

大項目の1、本市における相続土地国庫帰属制度についてお聞きします。

当局の先進的な空き家対策については、今年6月に制度設計された「米沢市空き家お探しマン」や、空き地の有効な利活用についても、現行制度を最大限に活用した地域提案・連携も含めた当局の対応について、私は高く評価しております。

ところで、昨年5月、土地の管理が困難な場合や、所有者不明の土地が増えることを防ぐためとして、国が施行した相続土地国庫帰属制度につい

ては、本市の空き家・空き地対策とどのようにリンクするものか、あるいは関与すべきメリットも含め、私としては全くと言っていいほど不勉強のままの質問となりますが、この際、共に課題や対応策をお考えいただきたいと存じます。

小項目の1、現状での制度利用件数などについて。

現時点での本市での実態はどのようなになっているのか、まずお示しいただきたいと存じます。具体的な件数や面積なども含め、当該地の管理の状況（柵や掲示板など）についてもお示しいただきたいと存じます。

加えて、本市として情報提供や相談窓口を設置し、住民が制度を利用しやすい環境を整えてあるのかどうか。国庫帰属された土地を公共事業や地域の発展のために活用するかなどの展望などをお考えかどうか、併せてお聞きいたします。

次に小項目の2、国庫帰属後の土地の管理保全状況・巡回体制等についてお聞きいたします。

小項目1でお尋ねした管理・運営に加え、日常的に発生する雑草の草刈りなどについて、現状どのようなになっているのかお聞きします。

この点について、本市としての関与の在り方、市民からの問合せなど、実態についてもお尋ねいたします。

小項目の3、地域環境保全に寄与する能動的施策の展望について。

相続土地国庫帰属制度を利用すること、すなわち、その後の管理については国で行うとされています。その運用については、元の所有者が10年分の標準的な管理費用を負担することになっているとされていますが、この費用には巡回や草刈り、柵や看板の設置などが含まれているとのことですが、しかし、即応性や手続の難しさもあり、行き届く対応には、もしかすると少し無理があるのではないのでしょうか。

事実、本質問に至る経過として、制度利用された方の土地について、雑草で苦慮されている近隣

住民の皆さんからの御相談を受けたものであり、本市として地元町内会への対応や近隣住民の方々に即応できる制度設計を考える必要があるのではないのでしょうか。

本制度は国の制度であり、市町村の事務には当たらないとお考えかもしれませんが、しかし、実際にその権利に係る諸事情について、当局が「知らない。何もできない」で済まされる問題ではないと考えます。しかも、本制度は宅地だけではなく森林や農地にも及ぶ制度であります。今後利用される方々が増えれば、近隣の宅地はもちろん、農地も含めた課題も顕在化してくるのではないのでしょうか。

市民に寄り添う行政として、何らかの対応が必要と私は考えますが、いかがでしょう。当局の御見識をお伺いいたします。

続いて大項目の2、米沢市版DMOの運営と候補DMOの外部監査などについての質問に移ります。

さきの6月定例会において、米沢観光推進機構への本市からの負担金については公金であるとの産業部長答弁がなされ、同時に公金を活用した事業については、より高い透明性が求められるとして、米沢市版DMOの運営上、米沢観光推進機構と、米沢観光推進機構で決定した施策を実行していく組織である候補DMOに対しても、委託関係にある受発注者の関係から、外部監査を行ったことを併せて御答弁いただきました。

私といたしましては、公金としての対応ならば、当然にして本市監査が対応すべきものではないかという認識で今回も質問させていただきます。

小項目1、候補DMOに対する監査について。

今回の外部監査については、あくまでも任意監査として当局からお願いしたということでありましたが、その場合の経費などはどなたが御負担されたのか、まずお尋ねしたいと存じます。

結果、問題がなかったということでしたが、今後についても今回同様任意での外部監査をお願い

していくものかどうか、再度確認させていただきます。

また、今回の外部監査についての結果の公表は行わないとされています。その理由と、今後の対応についても同様の判断で対応されるものかどうか、御教示いただきたいと存じます。

続いて小項目の2、外部監査を受けての対応について。

近藤市長は、本年3月22日の定例記者会見において、候補DMOに対する外部監査の結果を受け、本市の代表監査委員と米沢観光推進機構の監査委員の御意見も参考に、以下3点について述べられています。

1つ、候補DMOに対する具体的な目標と達成状況の報告を半年に1回規定すること。

2つ、委託先の企業の方が発注元である米沢観光推進機構の役員を兼務するのは适当ではないため、機構幹事から外れてもらうこと。

3つ目、委託先の企業の方が本市の観光課の事務局にも入っていたが、今回外れてもらうこと。

これらの対応は、当初の業務形態や係る機関、その体制において随分と変わることになると思いますが、その内容と現状どうなっているのか、具体的にお尋ねしたいと存じます。

次に小項目の3、候補DMOの独自性と機動性を担保するために。

私は今まで本市の観光戦略の先進的な取組として、特に候補DMOの独自性を担保すること、それと実行に資する後押しを当局に求めてきたつもりであります。ゆえに、公金利用の委託金などの使途、流れについても、市民の皆さんに十分に透明性を持って御理解いただけるよう対応すべきものと考えております。

それを踏まえた上で、独自性と機動性を担保し、透明性を確保する責任は当局にあるとの考え方であり、したがって、当局にはその体制も含め主導性を発揮していただきたいと今まで申し上げてきたつもりであります。その主導性とは、当該

事業者に外部監査を指示するというのではなく、小項目2で御報告させていただいた市長からの3点の御懸念についても、本市の監査規定により監査委員が明確に監査できる体制であったなら、任意で外部監査・調査を民間事業者側に求め、対応させる必要はなかったものと認識しております。

今後も外部監査を求める必要があるのであれば、本市監査として監査委員が行っていくことこそ、当局の主導性をも担保し、妥当であると考えられるのですけれども、当局の御見識をお伺いいたします。

それでは、最後の質問です。

大項目の3、本市の空き地や公園の環境整備について。

大項目1での課題にも関連しますが、本市地域における空き地や空き家、地域の小規模な緑地公園、公民館周辺などの環境整備については、その多くを地域町内会やボランティア活動に依拠し、特に夏場の草刈りなどの地域環境整備を行っているものと認識しております。それらの善意ある活動に対して、少しでも活動しやすくするための制度設計について提案させていただきます。

小項目の1、本市の地域環境整備の現状について。

まずは公民館や各地域にある緑地公園、加えて空き地などでの草刈り等の環境整備について、現状本市としてどの程度把握している、もしくは対応されているのか、実情等についてお知らせいただきたいと存じます。

また、町内会やその他ボランティア団体などに対して、地域環境保全のため、本市としての働きかけ・関わりなど、その実態について具体的な例をもってお答えいただきたいと存じます。

次に小項目の2、具体的な取組に寄り添った制度設計について。

今般話題としているこの種の地域空間は、冬場においてはその多くが押し雪場や排雪地として

利用される場所が多いと考えられます。夏場は雑草が生い茂り、放置していれば地域環境に著しい悪影響を及ぼす空間にもなりかねません。

町内会や隣地の方々が主体となって草刈りなどの環境整備に当たっておられる地域も多くあると存じますが、その作業自体、危険が伴うものであり、万が一ということもありますから、ボランティア保険や傷害保険などについても加入が推奨されてしかるべきことです。

また、刈払機などの燃料についても、自費で対応されているものと考えます。

そこで、本市における冬場の先進的な取組である「地域の支え合いによる除排雪事業費補助金」、その夏バージョンとして「（仮称）地域の支え合いによる地域環境保全事業補助金」といった制度設計についてぜひお考えいただき、少しでも住民に寄り添った制度設計やアイデアをアクションに変える市政を求めて、演壇からの私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、1、本市における相続土地国庫帰属制度についてお答えいたします。

初めに（1）本市における制度利用件数等についてでございますが、相続土地国庫帰属制度は令和5年4月27日に施行された「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」に基づく制度でございます。相続や遺贈により土地の所有権を取得した方が土地の維持管理ができないなどの理由から、土地を国庫に帰属させることを可能とするものでございます。

国庫に帰属された全国の件数は、法務省民事局のホームページで総数のみ公表されており、令和6年7月31日現在の速報値で、申請件数2,481件、帰属件数667件、却下件数11件、不承認件数30件、取下げ件数333件で、いずれも全国総数の数値と

なっております。

山形地方方法務局に確認したところ、現時点において市町村や都道府県ごとの数の公表はしないことになっているということでございます。

議員お述べのとおり、相続土地の国庫帰属制度は国の制度でございます。帰属された土地の管理状況は本市では把握しておらず、また、相談窓口も山形地方方法務局となっていることから、本市に相談があった場合は山形地方方法務局の窓口を御案内しているところでございます。

なお、国庫に帰属された土地を地域の活性化や公共施設の整備に資することについてですが、この制度では、承認申請者の同意がある場合に、承認後に地方公共団体等に国が土地の情報提供を行い、地方公共団体が土地の有効活用の可能性を確認する運用が予定されているというものでございます。

なお、以前から国の所有地で処分可能な土地の情報提供はあったものでございますが、本市が必要とする土地であれば、国と協議の上で取得し、活用していくものではございますが、現在までのところ本市の事業において必要とした件はないところでございます。

続いて、（２）国庫帰属後の土地の管理状況・巡回体制等についてでございます。

初めに、相続土地の国庫帰属の手続きですが、法務局に土地の所有権を国に帰属させることについての承認申請書を提出し、法務局で審査を行い、承認されたものを国に帰属させることとなります。

その場合、議員お述べのとおり、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額として、20万円以上の負担金を元の所有者が国に支払う必要がございます。

また、国に帰属した土地のうち、宅地は財務事務所、農地は農政局、山林は森林管理署がそれぞれ管理することになり、管理内容や巡回などは各

管理部署により異なるものでございます。

このため、国庫帰属された土地の管理不全が見受けられる場合、それぞれの所管部署に適正な管理を求めるものとなると考えてございます。

なお、現状どのような管理がなされているかについては、地方公共団体には当該土地に関する情報が提供されておきませんので、現在のところ把握していないというのが現状でございます。

次に、（３）地域環境保全に寄与する能動的施策の展望についてでございます。

議員お述べのとおり、土地の国庫帰属により国の機関が担当する範囲が広く、迅速な現地対応が困難であるなどの問題が生じるのではないかと考えられます。

相続土地の国庫帰属制度は、施行されてようやく1年が経過したものであり、今後、制度の運用において様々な課題が発生することが推測されます。

議員お述べのとおり、新しい制度であり、不明な点も多いのが現状でございますが、課題等が顕在化した場合は関係機関とも連携しながら対応していく必要があると思いますし、これからも研究を続けてまいりたいと思います。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、2番、米沢市版DMOの運営における候補DMOの外部監査等の（１）と（２）についてお答えいたします。

初めに、（１）の候補DMOに対する外部監査の経費はどこで負担したのか、また、今後も定期的に実施していくのかについてですが、本外部監査は、本年2月、米沢観光推進機構が事業の委託先であり候補DMOのプラットヨネザワ株式会社に御理解いただき、第三者による外部調査として実施したものであり、その費用については全額米沢観光推進機構が負担しております。

調査に当たり、その人選につきましては、公平

を期すため、山形県公認会計士協会に依頼し、推薦いただいた公認会計士に調査をお願いいたしました。

具体的には、令和4年度及び令和5年度分の業務委託料のほか、事務局運営費について、契約書、請求書、領収書等を調査した結果、これらの資料と支出された金額が一致していたことを確認いただいております。

なお、今回の外部調査に当たっては、公認会計士からの申入れにより、契約書及び実施結果報告書におきまして、調査結果報告書の配布並びに利用制限についての定めの中で、米沢観光推進機構の会長、幹事会、米沢市、戦略会議及び事務局までの配布並びに利用とされていることから、公表は行わないものとしています。

今後の対応につきましては、国の交付金を基に実施する事業であること、米沢観光推進機構とプラットヨネザワ株式会社が受発注の関係であることから、組織と会計事務の透明性を確保していく上で、同様の調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、(2)の外部監査を受けての対応についてですが、国の交付金を原資に行う事業であり、米沢観光推進機構での役割、具体的な実行組織としての関係性などの点において、より高い透明性を図る観点から、今年度当初より体制等の改善を図って取り組んでいるところです。

改善内容としまして、まず幹事会の開催につきましては、これまで年に一、二回の開催から四半期ごとの開催へと回数を増やし、その会議の中で実施事業の経過報告と直近の予定を共有しながら、よりきめ細かな進捗管理を開始したところであります。

また、その構成につきましては、米沢観光推進機構のより高い透明性を図る観点から、契約の受注者であるプラットヨネザワ株式会社には意思決定権のある会議体の構成から外れていただき、組織、メンバーの見直しを図ったところです。

次いで、事務局の構成につきましては、今年の5月にDMO制度の国の所管庁であります東北運輸局を通じ観光庁へ照会を行い、観光課と共にプラットヨネザワ株式会社に事務局を担っていただくことを了承いただいております。このことにつきましては、国からDMOの登録要件に合意形成の仕組みにおいてDMOが中核的な立場になることが明記されており、意思決定機関である幹事会の構成から外れても、事務局運営については観光課と協力しながら主導していくことが必須であるという回答を受け、このことにつきましては幹事会や総会での承認を得ているところであります。

米沢市版DMOの運営につきましては、今後も会員並びに地域の皆様としっかり合意形成を図りながら、各観光施策を展開してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 志賀代表監査委員。

〔志賀秀樹代表監査委員登壇〕

○志賀秀樹代表監査委員 私からは、2番、米沢市版DMOの運営と候補DMOの外部監査についての(3)候補DMOの独自性と機動性を担保するためにについて、監査委員としての見解からお答えいたします。

米沢市版DMOの運営につきましては、令和5年に2件の住民監査請求があり、そのうち1件について、市が米沢観光推進機構に支払った負担金が民法第108条の規定に違反する双方代理に類推適用される支出として認められたことから、市長に対し「米沢観光推進機構へ返還を求め、当該損害を補填する措置を講ずること。または、当該負担金について、双方代理と類推適用される状態を解消する措置を講ずること」との勧告を行ったところでございます。

この勧告に基づき、令和6年1月開催の市議会臨時会において、民法第116条の定めによる無権代理行為の追認について議案が提出され、原案可

決されるとともに、米沢観光推進機構においても同様に令和6年3月、臨時総会において無権代理行為の追認を得たことにより、当該負担金の支払いについて法的効力が生じ、適正な事務処理となったものと理解しているところでございます。

住民監査請求は、地方自治法第242条第1項の定めにより、本市に住所を有する方が、公金の支出、財産の管理、契約の締結など、財務会計上の行為が違法または不当または怠る事実があり、それにより市が損害を受けているものと認められるときは、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求するものでありますが、当該請求に基づく市から直接支出のない候補DMOを対象とした監査委員による監査の適否または要否については、さきの住民監査請求の結果に対する住民訴訟で係争中の内容に抵触する部分もございますので、答弁を控えさせていただきます。

なお、議員お述べのとおり、事業者の独自性と機動性を担保するためには、市が主導性を発揮することが重要であり、当該事業を所管する担当部署が負担金を支出した団体に対して適正に指導監督を行っていくことが大切であると考えております。

このたびの監査委員勧告を契機として、米沢観光推進機構では、候補DMOであるプラットヨネザワ株式会社の外部調査の継続と体制の改善などを図り、事業の透明性を確保していくとしておりますので、市長をはじめ、担当部署においては、今後も適切な指導管理体制の下、本市観光の発展に寄与されるよう注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私から、3の本市の空き地や公園の環境整備についてお答えいたします。

初めに、（１）本市の地域環境整備の現状について、他の部署が担当するものも含めて申し上げ

ます。

まず、自治会等が管理している地域公民館や集会施設については約200施設ありますが、これに対する支援としましては、自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、施設の建て替えや備品整備等に補助を行っております。

市独自の支援としましては、地域公民館施設整備事業費補助金として、施設の改修等に対して上限10万円、備品の購入に対して上限2万円を補助する内容で、令和6年度は100万円を予算化しております。

敷地の草刈りや除雪など日常的な維持管理は、自治会等がその責任において対応している現状であります。

次に、都市計画課が所管する開発行為により整備された緑地については約160か所ありますが、これらは市に帰属され、市有地となっております。

これら緑地の管理につきましては、市と地元の自治会等が管理協定を結んでおり、清掃や除草など日常的な維持管理については自治会等が行い、市は除草時のごみ袋の提供や袋詰めした草の搬出を行っております。

次に、自治会等が実施する市道側溝の清掃に対する支援ですが、重い側溝蓋の撤去、再設置は土木課が行っており、昨年度は36町内で実施しております。

また、その際に発生した土砂の回収につきましては、環境課が実施しております。

そのほか、自治会や衛生組合等の団体が公共用地等の美化清掃活動を行う際の支援としては、環境課がごみ袋の提供と集めたごみの回収を行っております。

次に、（２）具体的な取組に寄り添った制度設計についてお答えいたします。

地域の環境整備は、そこに住む近隣住民が主体となり、相互扶助の精神で成り立ってきたものであり、「自分たちのまちを安全に、きれいに」という自発的な共同作業は、地域における日頃の人

間関係や協力体制を築き、共助力の向上につながるものであります。

市としても共助力の向上は重要であると考えておりますので、先ほど申し上げたような自治会等と役割分担しながら、地域の環境整備に対する支援を行っているところであります。

また、先ほど議員がお述べになりました地域の支え合いによる除排雪事業費補助金は、高齢者宅の除排雪や通学路の小まめな幅出しなど、行政の制度では対応できない、あるいは十分に行き届かない雪の地域課題を地域の共助力により解決しようとするものであり、公民館など地区共有財産の維持管理作業は対象外となっているところであります。

こうしたことから、地域の環境整備全般に対して支援を拡充することにつきましては、慎重な対応が必要であると考えております。

一方、管理者不明の空き地などにおいて、管理が不十分で、近隣住民が迷惑を被る事案が課題となっており、こうした限定的な事案に対して、地域の方が自らの共助力により解決したいという意向があれば、市としても支援が必要ではないかと考えておりますので、他市の事例なども参考にしながら、支援の在り方を研究してまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） まずもって御答弁ありがとうございました。

順を追って第2回目の質問をさせていただきますけれども、1番目の国庫帰属制度の関係の総務部長の御答弁につきましては、まるで関心がないように私は受け止めました。つまり、国のやること、それから地方でやることと線引きはあるにしても、確認そのものもできない、件数も把握できない、これでは住民に寄り添ったサービスなんていうのは到底考えられないのではないですか。

例えば、先ほど私演壇でも申し上げましたけれども、市民の方が「この土地、どうなっているの

ですか」、あるいは「あの土地、看板が立っているけれども、草刈りとかは誰がやってくれるのですか」と来た場合は、総務部長お述べのように法務局であつたり、県のどこにおっしゃいましたか、私忘れましたが、確認を取ってお知らせするだけですか。再度お聞きします。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 実際にお問合せがあった場合に、その土地が国庫帰属制度に該当している土地かどうかという情報についても持っていないところなんです。市で持っている情報について、その方に対して説明することはできますけれども、現在どこまでその情報がこれから先下りてくることになるのかということも全く不明な状態で、現在のところはこちらとしてもなかなか対処できる部分がないということでございます。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 先ほど来申し上げているのは、それでいいのですかという問題です。こういう事象が発生している中で、あるいは今後発生する、顕在化してくるという中で、米沢市として何も知らない、打つ手がないでいいのですかということをお聞きしているのですけれども、いかがですか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 先ほど壇上でも申し上げましたとおり、今後この制度がどのように移り変わっていくか、そういったことについても研究をした上で対応を考えていかなければならないと考えております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 結局今のところはどういったことになっていくのかということ、その事実が様々出てきた場合、課題が多く出てきた場合に対応しますという考え方ですか。そういったことに対する、例えば市として国に言ってやる、ここはおかしいのではないのですかということについて申し入れる、こういう対応はなさらないという

ことですか。事象が発生して初めて、顕在化してきて大変になってきた、だから対応を考えるということですか。

私はこの制度自体、今課題があると思っているのです。でも、それを一々言ってやっても、なかなか変わらない。時間がかかる。実際困ってらっしゃる人もいます。その中で、市として、こういった場合はこういうふうなことでここにまず言ってやればオーケーとか、ここにまず言ってやらなければならないというような、少なくとも道筋は市民に対して示せるような対応は取るべきではないでしょうか。いかがでしょう。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 この制度の中で、どのような情報が法務局にあるのか、どこまで公表されるのかということについても、現在のところは問い合わせたところ白紙の状態でございます。

今後も研究を続けて、そういった対応ができるようにしていきたいと考えてございます。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 少なくとも市民からそういう要請等があった場合、苦情があった場合、対応する準備はあるのですかということに聞き替えますか。今現在そういった問題が発生している、どうでしょう、その場合、本市としてはどこに行けばいいのですか。一切今受付しないのですか。私そこを聞いているのですけれども、いかがでしょう。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 こちらの国庫帰属制度に関することであれば、取りあえずまず担当部署としては財政課管財担当のほうに来ていただければと思います。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 財政課の管財担当でよろしいですね。そこはきちんと押さえていただきたいと思いますし、今の質疑の状況を、お近くで本当に困ってらっしゃる、「一体この土地は何」

ということで困ってらっしゃる方々からすれば、不十分。だからといって、では本市としてどういう対応をするのだとお聞きしても、それは今のところ、発生して、確認の場合は管財のほうにお願いしたいということのようですけれども、果たしてそれでいいのかという部分ではいかがでしょう。米沢市として、米沢市の土地続きのところ、地続きのところ、何の誰それとみんな決まっているような権限、権利に関わる問題。それを放棄された、国に返したと。どこがどういう状態になっているのか全く分からないというのは、これはいささか問題があるのではないのでしょうか。ですので、こういった事象に対してやはり、例えば法務局に対して申入れをするとか、情報については開示していないではなくて開示するような、少なくとも市町村の、先ほどのお話である管財のほうに開示していただくような対応をぜひ求めるべきではないかと思うのですが、その点はありませんか。いかがでしょう。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 今回、様々な件で法務局にも問合せはしたところですが、現在どのような動きになるのかまだ決まって……、先ほど申し上げた国から様々な情報として下ろす予定もあると、市のほうに活用してほしいと国が考えた場合ですけれども、そういった細かいところもまだ決まっていない状況であるという情報は得ております。今後の進捗状況についても、情報を収集してまいりたいと思います。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひ積極的にそういった部分については法務局なり国なりに対応して、できるだけ市民の皆さんが分かりやすくなるようお願いしたいと申し上げておきたいと思います。

いつまでたってもこの問題ばかりお話ししているわけにはいかないので、付随した問題、大項目の3でございまして、先ほど御答弁がござ

いました。これのお話の中で、公共物の関係であるとか、それからいわゆるこちらの質問で求めているものの中には、どういう補助がありますかという聞き方ですので、大変申し訳なかったのですが、要は企画調整部長がお述べになった、いわゆる共助力を高める施策としてはというお話がございました。今共助力ということを考えてみた場合に、皆さん御存じのように高齢化が非常に問題になってきている。地域のコミュニティを維持するために、非常に大変。その中でも、できるだけ若い人たちにお声がけをしながら、地域の保全活動に皆さん苦勞されていると思います。若い方々は当然にしてお仕事をされているし、会社にお勤めの方もいらっしゃる。「では日曜日の朝の何時何分から今度草刈りをやるから、機械、刈払機を持っている人は集まって」、これも大変なことなのです。しかし、おっしゃるような共助の意味、今後の環境保全について地域として求めなければならないことについても、自分たちでできるだけやろうとする、これは当たり前の話です、今まで。しかし、そこに共助力ということについて、一つのファクターとして補助金等があれば、些少であったとしても、ガソリン代ぐらいは出せますよと、機械損料までは少し難しいかもしれないけれども、とにかく皆さん集まって一緒にやろうではないか、その一つの意趣づけになるのです、補助金というのは。ぜひそういった観点で、再度御答弁をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょう。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 多くの町内でそういった共同作業をやっていると思っておりますので、そうしたものに対する補助となりますと、やはり少額で件数が非常に多くなるということで、事務処理の問題等も含めて様々課題があると考えております。

ですので、先ほども申し上げましたとおり、ある程度限定した課題になっているようなものを

共助力で解決していくと、そういったことに対してやはり補助を何か考えられないのかということとを今後研究していきたいと考えております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番(影澤政夫議員) 最後にお述べのところで、ある程度限定したもの、いわゆる空き家であったり空き地であったりというところで管理が行き届かないと。先ほどの国庫帰属制度の部分につきましても少し問題はあるのでありますけれども、そういった場所を共同で対応される場合、その点については今後研究、考えていきたいということではよろしかったでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 今後研究してまいりたいと思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番(影澤政夫議員) ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、本当に地域の高齢化ということで大変、私も高齢者の一員でありますけれども、皆さん一生懸命やっております。とりわけ今年、異常気象の影響ということは安易に申し上げられないかもしれませんが、草なんて何遍刈っても生えてくる。草だけは。しかもそこに、私どもの地区でいいますと野生動物がやはり隠れたりするので、どうしても頻繁にやらなければなりません。そういった意味から、空き家の部分についても建築住宅課にお調べいただいた上で入らせていただいた事象もでございます。こういったところに対して、やはり行き届くといひますか、寄り添っていただくような、些少でもいいのですが、せめて除雪の10万円前後という形も含めながら、今年の場合でいうと7万円でしたか、除雪の補助金についてはそんな感じでしたので、その程度の部分はお考えいただきたいと思ひます。

残りの時間につきましては、DMOの関係について再度質問させていただきます。

先ほど産業部長からは、いわゆる国の関係や様々な部分ということでのお話等ございました。

私が演壇で申し上げた近藤市長のいわゆる定例会見の中身の事務局の関係について、それは国とのお話し合いの下に、そこは近藤市長の御意見とは若干違うのかもしれませんが、抜けていただくことについてはやっていないと、そのまま対応されているということですね。その内容については十分に、国からの指導とおっしゃいましたけれども、私の記憶で不確かなところもあるのですが、当初候補DMOに対応されて、その前に米沢市版のいわゆる今回のDMOの関係について国に国庫補助を求めた、あの文書の中にそういう規定はありましたか。そこを確認させていただきたいのですが、国としては絶対それが必須条件みたいなことはあったのでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 東北運輸局を通じ観光庁に確認していただいた結果、そのようなお答えをいただいたということでありますので、今回それに基づいて事務局については観光課と一緒に担っていただいているところです。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ということであるとすれば、代表監査委員からも御指摘といたしますが御教示ありましたけれども、当該担当で明確にやはりやっていく必要があるのではないですかということです、監査規定にのっとって。

外部監査、それと代表監査委員からもありましたけれども、今係争中であるということも含めて申し上げられないこともあるというお話でございました。外部監査をした後に、さきの6月定例会で産業部長がおっしゃったとおり、御懸念を持たれている方もいらっしゃったのだという話も答弁の中にあったと思います。その方々がいわゆる行政裁判を起こしているのかどうかですけれども、せっかく外部監査を行って、様々な理由があるにしても、その方々からすれば、外部監査を行うに至るまではグレーです、そこは。外部監査をせっかく実施して、答えられないと言ったら、

まるっきりブラックになるのではないですか。それが様々な部分で行政訴訟なんていることまで行ってしまう中身ではないかと思うのです。もう一度その外部監査で監査内容をお答えできないということについてお話しいただけますか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 外部調査の結果報告書につきましては、調査をお願いいたしました公認会計士から、プラットヨネザワ株式会社におきましてどのような出納の事務が行われたかに関して米沢観光推進機構が判断することに資するために報告することを目的に作成したものであることから、先ほど冒頭お答えしましたけれども、関係者以外への配布及び利用制限について申入れがあったものですので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） これも以前の答弁で大変恐縮ですが、米沢市版DMOというのは、多様な関係者の合意形成を図りながら、観光戦略を決定する組織である米沢観光推進機構と、米沢観光推進機構で決定した施策を実行していく組織の2つを包括したものと位置づけておりますというのは決定的なところです。言わば同格だ、はっきり言えば。しかも、金額のほとんどについては、当然のことながら実行部隊に行きます。様々なアイデアを出して、アクションを起こして、いろんなところと対応しながら、その方々に対して明確に「頑張れよ」とやれるのは、きちんとした監査体制があって初めてできるのではないですか。逆にそんなことで言われて、外部監査を受けさせられて、やる気がなくなりはいませんか。候補DMOはどのようにおっしゃっていますか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 公金を原資に行う事業ですので、その点について御説明し、御理解いただいて、外部調査を受け入れていただいたと捉えています。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 若い方々がアイデアを出して、私も去年その成果報告、今度からは年に1回ということの……、四半期に1回でしたか、そういうことで、非常に行われるということになるわけですが、お話を聞いていながら、発想としても新しいし、今まで本市における観光の様々な取組をされてきたけれども、やはり斬新です。だからこそ、その方々に対して、候補DMOに対して、もう少しはばはばと動きながら、間違いがあれば、おまえ、ここきちんと監査してと、これはやはり観光課でやるべきではないですか。私はそう思います。また外部監査どうのこうのという話にはならないと思う。

代表監査委員からもお話ありましたが、本市のいわゆる監査規定ということも含めて考えるならば、総務省などの指導について、大体そういうことを模倣しているわけではないですか。総務省の指導によれば、いわゆる地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給、財務援助を与えているもの、これは全て監査しなさいと逆に言っている話です。しかも、代表監査委員は少なくとも必要だと思っていらっしゃる私はさっきの質問で思いました。御回答で感じたのですけれども、だとしたならば、監査委員が必要と認めるとき、総務省指導の中では「長の」、「長」はこの場合どういう解釈になるのか分かりませんが、私が勝手に解釈すると、市長の要求があるときは、先ほど申し上げたいわゆる地方公共団体の補助金を扱う中身について監査できるとされている。ここは今後、今まで申し上げてきたように、独自性と先進性と、そして市民の皆さんには透明性を持って米沢市版DMOを育てていくのだということの覚悟からすれば、きちんと監査対象にすべきではないのですか。いかがですか。

○相田克平議長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木雄樹監査委員事務局長 お答えいたします。

地方自治法第199条第7項におきましては、議員お述べのとおり、監査委員が必要であると認めるとき、または普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給、その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものを監査することができる規定がなされております。

しかしながら、さきに代表監査委員が答弁しましたとおり、この中身につきましても係争中の内容でございまして、原告側からも地方自治法第199条第7項の規定に定める財政援助団体に対する監査を一つの理由としておられます。その上で監査執行の判決を求めておられ、係争中の中身となっておりますので、繰り返しになって大変恐縮ではございますけれども、答弁は差し控えさせていただきます。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 係争中だから答弁は差し控えさせていただくと。本市の観光施策そのものが係争中だから遅れていくのですか、対応が。これは問題ではないでしょうか。

古い話で恐縮ですが、令和4年3月9日の予算特別委員会の席上で、鳥海議員から次のような発言がございました。PDCAサイクルを勘案し、チェックして改善につなげていくという点では、失念したり手順が違った場合があれば、そこを改善していくという部分で、それは各部署でも行っているが、市全体のシステムとして監査委員は最も重要であると。その質問に対して、監査委員事務局長の答弁は、これからの人口減少の局面において、どのように効率化していくかが重要になる。その意味で、鳥海議員の発言は誠に正当だという答弁をされています。様々な問題は起こる。でもそれをチェックして行って、これはこうしたほうがいいということであれば、なぜにそれをためらうのですか。係争中なんていうことについて、今言っている中身と私は関係ないと思いま

す。観光課のほうでそうやりますという話になればいいのではないですか。再度お聞きします。

○相田克平議長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木雄樹監査委員事務局長 議員お述べの監査基準につきましては、平成29年の地方自治法改正で定められたものとなっております。この趣旨につきましても、監査の充実強化等々についてを目的として改正されたものということで理解しておりますし、本市におきましても令和2年の段階で監査基準を策定してございます。

しかしながら、監査基準につきましては、大本が地方自治法に基づくものでございまして、法の定めがないものにつきまして監査基準に定めがなされるものと理解しております。

監査としましても、様々監査がございますけれども、地方自治法の趣旨にのっとりまして監査をしていく必要があると考えております。財政援助団体監査に限らず、定例監査、様々監査がございますが、その中で全庁的な監査で事務の手続を見る中におきまして、手順等が違って、改善につながるような部分があれば、都度定例監査等におきまして指摘しているところでございますので、この監査規定も含め地方自治法にのっとりた形で監査の充実を図っていきたいと考えております。

また、監査そのものについては、不正または非の摘発を旨とする点にあるのではなくて、行政の適法性または妥当性の保障にあると言うべきと考えておりまして、いかにすれば公正かつ適正で合理的かつ効率的な地方公共団体の行政を確保することができるかを主眼として監査をしているものと理解しておりますので、今後もそのように進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 大体のことは分かりましたけれども、非常に残念なのは、即応体制で物事を考えていくということについては、やはりもう少しアクションを早くしていただきたいと思いますところなんです。ただ、代表監査委員の御判断につ

いても一定程度理解させていただきましたし、係争中であるということについては甚だ、そのことが候補DMOに与える影響などについては最小限にと思えますけれども、できればもう少し早く対応していただければと思います。

お時間をあまり残せなかったのですが、最後に市長、この係争中の問題ということではなくて、いわゆる監査委員が必要と認めるとき、市長が要求あるときはという、この文言について今後どのように対応されるかどうか、最後に御所見をお伺いしながら、私の質問を終わりたいと思います。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

もう議員は全て御存じの上で御質問されているのでありますが、一般論としてお答えさせていただくと、やはり監査の役割はこれからますます重要になると思っております。したがって、私としては、それぞれの個々の事業についても監査委員にチェックしてもらおうと、そして様々な提言を執行部に対してしていただくということは非常に重要だと。そのことが結果として市民の皆さんに対していいサービスを提供することにつながるという考え方でありまして、こういう考え方に沿ってこれから行政を運営していきたい、このように思います。

○相田克平議長 以上で8番影澤政夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時06分 休 憩

~~~~~

午後 1時06分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、新型コロナウイルス感染症の現況とワク

チン接種の状況について外2点、14番木村芳浩議員。

〔14番木村芳浩議員登壇〕（拍手）

○14番（木村芳浩議員） 皆様、こんにちは。

至誠会の木村芳浩でございます。

まず、連日の台風10号の影響により、全国各地では甚大な被害が起こっております。特に鹿児島県屋久島では、樹齢3000年を超える島のシンボルでもある弥生杉が倒木するなど、九州地方の宮崎県や静岡県では甚大な被害が出ております。被害に見舞われた方々には、一日も早い復旧とお見舞いを申し上げ、今なお続く温帯低気圧の豪雨被害に引き続き御注意いただきたいと思います。

このたびの私からの質問は、環境をテーマにお聞きいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の現況とワクチン接種の状況についてお伺いいたします。

2019年12月に中国武漢で発生した新型コロナウイルスは、発生から4年半を経過し、2023年5月9日までに国内で新型コロナウイルスに感染したと診断を受けた方々は3,380万人で、国内人口の約27%に当たり、今もなお感染は収まっておりません。

昨年5月8日以降、新型コロナウイルスは季節性インフルエンザと同じ感染法上2類から5類へと引下げになり、政府による外出自粛の要請や、個人や事業者への生活・サービスルールなども緩和され、生活様式の変化を組み入れながら、国民は元の生活を取り戻しつつある中においても、感染は収まりを見せず、ワクチン接種を行った人と行わない人への社会的偏見なども生まれてきております。

そうした中で、感染拡大を抑えるべく、国も地方自治体も医療機関や各団体と連携を図りながら、今日まで感染拡大防止に努めてきたと思いますが、爆発的な感染は抑えられている状況にありますが、本市において新型コロナウイルスの現況はどのようなになっているのか。感染者の推移はどう

なっているのか。感染拡大を防ぐためにこれまで行ってきた対策と、5類移行後に新たに取り組んできた対策に変化はあるのでしょうか。

ワクチン接種の状況、ワクチン接種後の後遺症患者などの対応についてお伺いいたしますが、まずは現在の感染者の推移はどうなっているのかをお聞きいたします。

次に、ワンヘルス（人と動物の共生社会）の推進計画策定に向けてお伺いいたします。

さて、近年は地球温暖化の影響で世界各地において海洋汚染、水質汚染、大気汚染、森林破壊など深刻な問題が次々と起こり始めております。そうした環境問題には様々な要因や種類があり、そのほとんどは私たち人間が利便性を追求したことによる代償と言っても過言ではありません。世の中の人間が生活しやすい社会になるためには致し方ないことだと思いますが、一方で、私たちが生きる上で何よりも大切にすべき地球環境が壊れてしまつては元も子もありません。先ほど質問を行った新型コロナウイルス感染症も、人間が研究で作り上げた感染菌であります。

皆さんは、ワンヘルスを御存じでしょうか。ほとんどの方は初めて聞く方が多いと思います。私もちょうど1年前に知りました。ワンヘルスとは、人と動物の共生社会を目指す言葉で、日本では福岡県が推進計画を掲げ、全国に先駆けて取組を行って、進めている環境政策であります。

ここで少しワンヘルスの歴史と政策について、福岡県が策定した資料を基に説明させていただきたいと思います。

皆様には議長から許可をいただき、タブレットに参考資料を載せておりますので、御覧いただければと思います。

ワンヘルスの理念は、1993年に開催された世界獣医師会世界大会で採択された「人と動物の共通感染症の防疫推進や人と動物の絆を確立するとともに平和な社会発展と環境保全に努める」という「ベルリン宣言」が端緒とされています。そし

て、2004年、アメリカ・ニューヨークのロックフェラー大学で開催されたワンワールド・ワンヘルスをテーマとするシンポジウムに集結した世界保健機関（WHO）や、国際獣疫事務局（OIE）、国際連合食糧農業機関（FAO）など、世界中の専門家が感染症リスクの抑制を図る戦略的枠組みとして提示した12の行動計画（マンハッタン原則）を経て、2012年に世界獣医師会と世界医師会がワンヘルス推進の覚書を調印したことで、ワンヘルスの取組は医学と獣医学の垣根を超えて世界に広まることとなったわけであります。

その後、我が国においても公益社団法人日本医師会と公益社団法人日本獣医師会が連携し、ワンヘルスの実践に向けた取組が進められてきました。

そして、2016年11月に福岡県北九州市で世界31か国から600名を超える医師・獣医師等が参加し、「第2回世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議」が開催されました。

同会議では、人獣共通感染症、薬剤耐性菌対策等を含むワンヘルスに関する重要な課題について、最新の情報交換と有効な対策等の検討がなされ、その成果として、ワンヘルスの理念の実践に向け、医師と獣医師が様々な形で協力関係を強化することなど、ワンヘルスの実践の礎となる4つの項目から成る「福岡宣言」が採択されました。

その中身は、「人類は、地球上の全ての生命に配慮し、地球環境を健全に維持する責任を担っている。医師と獣医師は、科学的知識を持ち、専門的訓練を受け、法に定められた義務を遂行するとともに、人と動物の健康と環境の維持に係る幅広い活動分野において業務に携わる機会と責任を有している。

2012年10月、世界獣医師会と世界医師会は、“Global Health”向上のため、また、人と動物の共通感染症への対応、責任ある抗菌剤の使用、教育、臨床及び公衆衛生に係る協力体制

を強化するため、両者が連携し、一体となって取り組むことを合意し、覚書を取り交わした。

2013年11月、日本医師会と日本獣医師会は、健康で安全な社会を構築するため、医療及び獣医療の発展に関する学術情報を共有し、連携・共同することを同意し、協定書を取り交わした。更に、日本医師会と日本獣医師会は、2011年3月に発生した東日本大震災における教訓を踏まえ、感染症、自然災害などの危機に対し備えることは勿論、医師と獣医師との連携の強化がいかに大切であるかという点についても意見の一致を見た。この協定書締結は、日本全国の地域医師会と地方獣医師会においても達成された。

2016年11月、世界獣医師会、世界医師会、日本医師会、日本獣医師会の4者は、2015年、スペインのマドリッドで開催された第1回“One Health”に関する国際会議に続いて、第2回目の国際会議を日本で開催した。医師と獣医師は、世界各地からこの福岡の地に集い、人と動物の共通感染症、薬剤耐性対策等を含む“One Health”に関する重要な課題について情報交換と有効な対策の検討を行い、評価すべき成果を収めた。

我々は、本会議の成果を踏まえ、“One Health”の概念を検証し、認識する段階から、“One Health”の概念に基づき行動し、実践する段階に進むことを決意し、以下のとおり宣言する」、このような宣言がなされ、福岡県はワンヘルスの推進に取り組んでこられ、2020年12月、福岡県議会において議員提案により全国初となる福岡県ワンヘルス推進基本条例を制定し、ワンヘルスの実践の取組を構築し、福岡県民及び動物の健康並びに環境の健全性を一体のものとして守り、その活動を次世代に継承していくために6つの基本方針を掲げております。

このように、国内で初めて取組が進められているワンヘルスの推進は、これからの時代、なくてはならない政策であり、どの市町村よりもいち早

くこの計画を本市においても推進していくべきであり、計画を策定すべきと考えますが、この計画を御覧になり、どのように捉えられたのかお伺いするとともに、ワンヘルスについて当局各位は御存じであったのか、あるいは認識はあったのか、人と動物との共生社会についての考え方はどのように捉えておられるのか、併せてお伺いいたします。

次に、副市長人事についてお伺いいたします。

この質問に関しては、我が会派の島貫代表がさきの3月定例会代表質問、6月定例会一般質問で取り上げて、近藤市長にお考えをお聞きしてまいりました。

時が過ぎるのは早いもので、9月定例会を迎えました。我々会派は、9月には遅くとも副市長人事案が当局から示されるものと思っておりますが、今定例会にもお示しがございません。

市長は、さきの定例会においての御答弁で、副市長不在でよいとは考えてはいない。鋭意調整中である。また私の目指す「好循環の米沢」に共感を持ち共に汗をかいていただける方、相手があることなどを理由に御答弁なされておられましたが、まだ実を結んでおられないようです。ここ数十年の歴代市長を見ても、ここまで人選に時間がかかった方がおられた記憶は私の記憶にはございませんが、あったのでしょうか。

いずれにしましても、市民への説明はどのようにお考えなのか。これまでの人選について分かりやすく経過説明を行う必要があると思いますが、市長の御所見をお伺いし、壇上からの質問といたします。

○相田克平議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 木村芳浩議員の御質問にお答えいたします。

私からは、3、副市長人事についてお答えいたします。

副市長は、市長を補佐し、市長の命を受けて政

策・企画をつかさどり、市の各種組織が行う事務を監督する大変大事な特別職であります。

地方自治法第161条で置くことができると定められており、条例で置かないことも可能ですが、従来から申し上げており、私としては不在でよいとは考えておりません。

私の目指す「好循環の米沢」に共感し、共に汗をかき、知恵を絞っていただける方を念頭に、性別を問わず人選を進めているところであります。

重要な人事案件でありますので、途中の段階で候補者に関すること、また交渉の結果など、選考過程に関する内容を御説明することは差し控えさせていただきたく存じます。

副市長が不在であるから市政が停滞することはあつてはならないことであります。行政経験が豊かな、特に部長級の幹部職員の皆様には、それぞれが副市長の感覚で、担当以外の分野も見据えて市政を支えていただきたいとお願いし、現時点でも活躍いただいております。

いずれにいたしましても、よき人選をし、議会にお諮りしたく存じますので、何とぞ御理解くださいますようお願い申し上げます。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、1、新型コロナウイルス感染症の現況とワクチン接種の状況についてお答えいたします。

初めに、現在の本市における感染者の推移についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが2類相当から5類感染症に変更されたことから、患者数はそれまでの全数把握から定点把握に変更されました。

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の定点医療機関は、県内に43医療機関あり、そのうち置賜保健所管内は8医療機関が指定されておりますが、令和6年8月12日の調査分から県内34医療機関、そのうち置賜保健所管内は6医療機

関に変更となっています。

県内では、定点医療機関からの週1回の届出に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を公表しています。山形県感染症情報センターが毎週水曜日に公表している山形県感染症発生動向調査によると、置賜保健所管内での新型コロナウイルス感染者数は、昨年の7月から増加傾向にあり、令和5年8月28日から9月3日の週では報告者数が208人、1定点医療機関当たり26人をピークに、その後減少しましたが、12月に入り、また増加し始め、令和6年1月29日から2月4日の週には報告者数204人、1定点医療機関当たり25.5人となりました。

今年の4月から6月には週平均24人、1定点医療機関当たり3.1人と落ち着いていましたが、7月に入り増加し、7月29日から8月4日の週には報告者数150人、1定点医療機関当たり18.75人となりました。

最新の調査では、8月19日から25日の週の報告者数111人、1定点医療機関当たり13.88人となり、増加傾向にあります。

新型コロナウイルス感染症発生後の死亡者数については、令和2年7月の第1波から令和5年5月の第8波の収束まで、県全体で370名となっております。

市町村別の死亡者数については、公表されていないところですが、また、5類移行後も公表されていないところですが、

私からは以上です。

○相田克平議長 渡邊病院事業管理者。

〔渡邊孝男病院事業管理者登壇〕

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、1、新型コロナウイルス感染症の現況とワクチン接種の状況についてのうち、（1）現在の本市における感染者の推移はどうかについて、当院の患者の状況をお答えいたします。

令和5年5月以降、本年7月までの15か月間で、新型コロナウイルス感染症の患者数は772名、うち入院患

者数は155名、そのうち入院中に亡くなられた方は23名となっております。

なお、感染者数の推移は、全国の傾向と同様に、当院でも増加と減少を繰り返しております。

また、病床数の状況については、5類以前のように新型コロナ感染症専門病床の県からの確保依頼はありませんので、現在は他のインフルエンザなどの感染症と同様に適宜個室等を利用しながら管理しております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、2のワンヘルス（人と動物の共生社会）の推進計画策定に向けてについてお答えいたします。

初めに、（1）本市のワンヘルスについての認識はどうかであります、今回の一般質問の要旨にワンヘルスという言葉が記載されており、初めて認識したというのが正直なところでございます。

議員から紹介のありました令和4年に全国で最初に推進行動計画を策定した福岡県のワンヘルス推進行動計画を拝見しますと、人と動物の健康と環境の健全性是一つと捉え、一体的に守ろうとする考え方であり、世界的に取り組まれているとされております。

本市におきましては、各部におきましておのこの分野で取り組んでいる事業もありますが、この福岡県の計画では、人獣共通感染症や人と動物、環境との関係、健康づくりや安全な食と環境といった様々な分野に幅広く関連するものを一体的な捉え方をした推進行動計画であると認識したところでございます。

また、厚生労働省のホームページを見ますと、ワンヘルスの取組の一つとして、国では厚生労働省、環境省、農林水産省などと連携を取り、人獣共通感染症、例えば家禽や野鳥の鳥インフルエンザ発生時には、農林水産省、環境省に情報提供を

行い、連携した対応を取るなど、横断的で幅広いつながりを紹介されておりました。

人獣共通感染症等から市民生活を守る上でも、人と動物の健康と環境の健全性の一つとしたワンヘルスの考えは大変重要であるものの、関連する分野が多岐にわたるため、横断的かつ一体的な取組も必要であり、また、市だけでは成し得ない内容も含まれていることから、県との協議も必要であると認識したところでございます。

次に、（２）本市の人と動物の共生社会についての考え方はどうかについてお答えいたします。

議員から紹介がありました福岡県ワンヘルス推進行動計画でも、柱の一つとして「人と動物の共生社会づくり」を掲げており、動物愛護や適正飼養の普及啓発の推進、様々な分野における愛玩動物の活用、鳥獣被害の防止といったことが主な施策として紹介されており、大変重要なことと認識したところでございます。

人は古くから多様な目的のために動物を飼養し、生活を共にしてきたことから、人と動物との関係性は密接になり、人や動物のみならず、環境等への様々な効果や影響をもたらしてきたと考えております。

身近な動物である犬、猫などの愛玩動物を一例に申し上げますと、人は動物を飼育することで、一般的にはストレスの軽減や社会的な孤独感を減らす効果など、身体的、精神的、社会的な健康増進に寄与すると言われております。また、アニマルセラピーによる健康づくりにも寄与すると言われております。

一方で、ペットを飼うことにより、終生飼養を基本としていることや、動物との接触によるアレルギー反応や疾病のリスクも伴うことから、飼育環境や健康管理等に責任を負う必要がございます。

また、残念ながら安易な飼養や遺棄、虐待、不適切な飼養等により、近隣住民とのトラブル、野生動物等の生態系への悪影響を与えるといった

可能性も潜在しております。

このようなトラブル等を低減するためにも、人と動物との共生を図る上では、動物愛護とともに適正飼養等の普及啓発が重要であると考えております。

また、野生動物についても、人口減少による農地の荒廃や温暖化等による環境変化等により、生息域が拡大し、人と野生動物が遭遇する機会が増えており、鳥獣被害等の発生や、野生動物を原因とする感染症の感染リスクといった課題があります。

人と動物との共生を図る上では、人と自然とのバランスの取れた健全な関わり方を地域に合わせて模索する必要がある、時代に即した共生社会を構築することは、将来的に市民生活を守ることにつながるものと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、２、ワンヘルス（人と動物の共生社会）の推進計画策定に向けてのうち、本市でも福岡モデルを取り入れた東日本初の計画を策定すべきと考えるがどうかについてお答えいたします。

人と動物の健康と環境の健全性の一つと捉え、これらを一体的に守ろうとするワンヘルスの理念には共感できるものがあると考えます。

このことに関し、国、県などからの通知や情報は特に米沢のほうには来ていないようでありまして、ワンヘルスという言葉自体が本市においてまだまだ認知されていないと感じているところではございます。

御紹介のありました福岡県のワンヘルス推進行動計画を拝見しますと、ワンヘルスの理念達成に向けた取組については、先ほどの市民環境部長の答弁とダブる部分もございますが、様々な分野にまたがって行われているものであると感じております。

人の健康、動物、自然環境の取組について、本市では健康課、生活安全課、環境課、農政課、森林農村整備課など様々な課で個別に取組を行っているところであり、ワンヘルスの理念に基づき総合的に取組を行うとした場合、中心となる組織が現在のところ明確でないということになってございます。

また、福岡県の行動計画につきましては、県の権限により実施できる取組、例えば保健所機能でありますとか薬剤耐性菌対策、感染症法上の対策や研究、それらの取組や、また市町村域を越えた対応が必要な取組、こちらは大気汚染や水質汚染などになると思いますけれども、そこを盛り込んでいるものと理解しているところでございます。

まずは広域的な行政を担う県の姿勢など、ワンヘルスに関する考え方についての情報収集、また先進事例の研究を行い、県とも協議しながら考えていく必要があると考えているところでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 木村芳浩議員。

○14番（木村芳浩議員） まず、御答弁誠にありがとうございました。

順を追って質問させていただきたいと思います。

先ほど病院事業管理者、そして健康福祉部長からも御説明ありましたように、新型コロナウイルスに関しましてはいまだに収まっておらず、全国的に逆に言ったら新興細菌といえますか、そういったものが出始め、第8波から第9波、そして第10波ということで、今年に入りましてまた全国的に感染者が増えている状況にあると。もうこれはSNS、そういった様々な媒体でも報道がなされているわけでありましたが、先ほど病院内での感染者数も増えたり減ったりを繰り返しているのだという病院事業管理者からのお話があったのですが、実際のところ、先ほどの御説明ですと、これまでコロナ感染が始まって本市の中でも700名を超える方々が命を落としてしまったというこ

とでありましたけれども、昨年5類に移行してから、本市の中ではそうした重篤な患者さんがどれくらいで、そして死亡に至ったというのは市立病院ではあったものなのか、その辺はいかがでしょうか。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 5類以降の新型コロナウイルス感染症の患者数は772名であります。亡くなった方ではございません。亡くなった方は、そのうちの23名でございます。

○相田克平議長 木村芳浩議員。

○14番（木村芳浩議員） ありがとうございます。これは5類以降の数字だということですね。分かりました。

この数字を見ましても、非常に印象の中では多いのかと。恐らく年齢層とすれば高齢者が中心となって、肺炎が全国的にも多いのですが、そうした患者さんがお亡くなりになっていったものなのかとも推測いたします。

5類以降、本市としてこれまで手洗いやうがい、様々な部分で感染拡大を防ぐための対策というのはそれぞれの広報も含めた中で発信を行ってきました。

ここでお聞きしたいのは、学校関係、小中学校の現場において、昨年の5月8日以降、本当にマスクも含めて様々な自由な生活というものに緩和されてきた中において、学校としては子供たちに対してどのようにまた新たな指導というものになされてきたのか、もしあれば教えていただきたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 本市の小中学校における新型コロナウイルス感染症対策は、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、様々な取組を行ってまいりました。

具体的には、全ての学校にCO₂モニターを配付し、教室内の換気状況を常に把握できるように

したことで、適切な換気が行われているかを確認し、感染リスクの低減に努めました。

また、空気清浄機やサーキュレーター等の使用も推奨し、教室内の空気環境を整えました。

さらに、手指消毒液の設置、定期的な清掃、消毒作業の実施により、衛生管理の徹底を図ってまいりました。

5類移行後についてですけれども、引き続き最新版の衛生管理マニュアルに基づいて対策を実施しており、日常的な健康観察や適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導を行っているところでございます。

先ほど議員からもありましたけれども、マスクの着用や消毒液による手指消毒については、現在は推奨というところではありませんけれども、児童生徒、教職員が個々の判断で必要と感じる場合には対応することができるように配慮しているところでございます。

また、教育活動の回復についても力を入れておりまして、学校行事、部活動についても感染状況を見極めながら段階的に再開、教育活動の制限を緩和し、児童生徒がより充実した学校生活が送れるように配慮しているところでございます。

以上でございます。

○相田克平議長 木村芳浩議員。

○14番（木村芳浩議員） 大変ありがとうございます。

今御説明があったとおりだと思うのですが、5類以降になりまして、小中学校の児童生徒さんで、重症化し、入院されたという方はおられたものなのか、その辺がもし分かればでよろしいです。

それから、今教育指導部長からお話があったように、学校行事と部活動に関しましても様々な部分で、個々に部活動をされている生徒さんが感染したという場合には部活動の中止を図ったり、顧問の先生の判断でやられてきたと思うのですが、そういった部分で、5類以降になって、例えば学校行事、部活動というのは、いわゆる復活をした

という言い方が適正なのかどうか分かりませんが、これまで中止を余儀なくされていた行事が、こういったことがやれるようになったであるとか、例えば外部、地域の方々をお呼びして学校行事の参加を募ったことがあるとか、そういった5類になってから変わってきた学校の運営がもし分かれば教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現在のところまでで、新型コロナウイルスに感染して入院した児童生徒につきましては、こちらとしては把握しておりません。

また、5類移行後に様々な、特に部活動ですとか対外的な行事について、どのように変遷してきたかといいますと、段階的に徐々に緩和してきたということになります。例えば5類移行前ですと、一般の保護者の応援等につきましては、会場の状況にもよりますけれども、入れないような状況でありましたけれども、昨年6月以降、例えばそのスペースの広さですとか形状によっても違いますけれども、そういった制限は基本的にはなくなってきています。今年度につきましても同様に緩和され続けてきているという状況でございます。

○相田克平議長 木村芳浩議員。

○14番（木村芳浩議員） ありがとうございます。

今教育指導部長からお答えがあったとおりだと思います。部活動の大会に関しては、やはり親御さんやその御家族がようやくお子さんの応援に行ける機会が増えたということで、大変うれしいというお声もお聞きました。

ただ、一方で残念なことは、小学校における水泳教室等々が、この夏の暑さということもありまして、学校での水泳授業が少し少なくなったのかと。特に夏休みは学校での水泳というよりも市営プールを活用して、そちらに行ってもらう形を取らざるを得ないというものが、やはり今の暑さイコール、例えばコロナも含めてそうなのですが、

学校においては今後、今年、昨年もそうですけれども、この暑さの中ではなかなか先生方の負担も大きい中において、来年度以降、もしくはこの暑さが軽減される、もしくはコロナが落ち着いてきたことを想定したときに、学校でのプール授業というのは再開する見通しで考えがおりなのか、もしくは現況の推移を見ながらの考え方になるのか。ここは今市内で通われている小学生のお子様たちも含めて、父兄の方々から一番話が出てきている問題ではございますので、水泳の授業に関してどのように捉えていらっしゃるか、関連してお聞きしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 水泳の授業につきましては、今年度から規定を変えまして、6月から7月末までの使用にしているところでございます。

要因としましては、やはり暑さ対策でございます。プールサイドにおきましても、非常に熱中症等のリスクが高い状況がありますので、今後気候変動がどのように推移するかではありますけれども、現時点ではどんどん悪くなっていくというか、そういう状況でもございますので、現段階ではこのままの状況を継続していくと考えております。

○相田克平議長 木村芳浩議員。

○14番(木村芳浩議員) ありがとうございます。

海外の人から見ると、日本の教育の中の水泳授業というのは当たり前のものだと捉えていらっしゃる。これはなぜかといいますと、日本という島国と捉えられておるものですから、海外から見るとやはり島国の子供たちが泳げないというのはあり得ないだろうと。やはり違う文化の方々から見ると、そういう水泳教室があるということが海外から見ると非常に珍しいと、この間少しお聞きした部分でもあったものですから、ぜひ本市においても、将来の子供たちの体力というものも考えますと、今の子供たちはなかなか外に出てしっかりと体を動かすということが減っているの

はないかと思しますので、ぜひそういった授業を、その都度その都度気候、温暖化に合わせて、様々な心配な部分はありますけれども、ぜひ考慮していただいて、取組をしていただきたい。これは要望にさせていただきたいと思います。

それから、3番目、4番目に入ります。

ワクチン接種の現在の状況はどのようになっているのかというと、市民の約何%の方がこれまでワクチン接種をされ、また逆にどれくらいの方がワクチン接種をされていないのか、その辺少し分ければ教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 今年の3月30日まで接種させていただいておりましたけれども、令和5年9月20日から令和6年3月30日まで実施いたしました特例臨時接種の秋接種と言われる接種の状況についてだけになりますが、報告させていただきます。

年代別では、65歳以上の接種率が50.7%、12歳から64歳の方が11%、5歳から11歳の方が6.5%、0歳から4歳までの方が4%という状況になっており、全体での接種率は23.6%でありました。

○相田克平議長 木村芳浩議員。

○14番(木村芳浩議員) ありがとうございます。

以前から比べますと、ワクチンの接種というのも65歳までの方々に关していえば多少減っているのかと。逆に65歳以上の方々、後期高齢者の方々に关しては、やはり様々なお薬を頂いて、様々な体のケアをされている高齢者の方々が多くおられると思うのですが、その中で私は以前も市政協議会でもお話しさせていただきました、ワクチン接種を拒んでいらっしゃる高齢者の方々が、施設を利用する、あるいは施設を利用しなければならぬ状況に陥ったときに、そういう施設のほうからは、ほかの利用者さんとの兼ね合いもあって、ワクチン接種をしていただきたいという

ことで、なかなか利用が前に進まないという声をお聞きし、以前市政協議会でもその辺はどうなのでしょうかということをお聞きしたのですが、現在そういった問題は市のほうに上がってきているものなのでしょうか。いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 利用されている方から、また、これから利用される方々から、特別その件に関しまして御相談はないところではありますけれども、こちらとしてもやはりコロナワクチン接種については今年度から任意接種という方向性になりましたので、その件を御理解いただくように施設のほうには周知させていただいているところです。

○相田克平議長 木村芳浩議員。

○14番（木村芳浩議員） ぜひそういったところで、同じ国民が同じ制度の中で、そもそもワクチンは今健康福祉部長からお話があったように任意でございますから、必ずしも受けなければならないものではなくて、拒む方にその施設が、前にコロナがはやったときにありました、新幹線に乗る、飛行機でどこかに行く場合には接種した証明書を出しなさいという、ありましたね。ああいうことをしますと、人の生活というのは物すごく窮屈に、ストレスに感じてしまうでしょうし、いまだに5類になってもそういう対応、真つすぐではなくて遠回しに言われているのだと思いますけれども、この施設に入っていただくためにはこういった基準の中でワクチンを接種していただきたいという、そういう話もあると。だから安心して施設に預けられないのだという声も最近上がってきておりますので、そういったことがないように、ぜひ民間の施設のほうには周知徹底をいただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、昨年もそうでしたが、コロナ感染症のワクチンとインフルエンザのワクチンを同時に打たれる方もいらっしゃったというお話も聞きました。本市においてはどれくらいの方々が接

種されたのか、その辺の数字が分かれば教えていただきたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 インフルエンザとコロナワクチンの同時接種につきましては、厚生労働省の新型コロナワクチンのQ&Aにより各医療機関の判断で実施されているところです。ですので、具体的に同時接種された件数は市では把握していない状況です。

○相田克平議長 木村芳浩議員。

○14番（木村芳浩議員） 分かりました。またいづれその辺の数字に関しましては医師会からもしろいろと御報告いただいて、その辺の情報も教えていただきたい。というのは、今から最後に質問するのはワクチンのいわゆる後遺症であります。コロナに感染したがための倦怠感であるとか、熱が下がらないであるとか、そういう一つの後遺症と、また、それまで何でもなかった人、感染したことがない方がワクチンを接種したことによって体調を壊されるという、このワクチン後遺症の問題が実は昨年から全国で大きい問題になってきております。

私は、厚生労働省の、昨年加藤大臣から武見大臣に替わられた、毎週の記者会見をずっといろいろ調べてきたのです。今回ワクチン接種、任意でありますけれども65歳以上の方々に対して、国からの制度もあって、ワクチン接種がいろいろと緩和され、そして国内におきましても新たに2社の製薬会社のワクチンが全国で初承認ということで、発表が11月になされました。これまでも世界の3大薬品会社のワクチンが使われてきたわけです。その中の1種類の会社においては、1,800人を超える国内での死亡者数を出してしまったという、記者会見でも述べられておるのですが、実は国内で新たに昨年の11月に承認を受けた会社も、実質的にいわゆるリスクの部分というのは分からないと大臣がおっしゃっている。もしかしたら危険なのかもしれない。しかしながら、そう

した国の審議会においては安全が確認されたと。でも、それ以前の世界3大ワクチンも承認されな
いまま世界の中で使われて、実質的に日本ではそれ
ぐらいの死者数ですけれども、世界規模で考え
たらもっと大きな人数の方が亡くなられている。
ですから、ワクチンもよしあしだと思うのですが、
そうした部分のワクチンに対する本市の担当者
の認識というのはどのくらいお持ちなのか、お聞
きいたしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 使用されるワクチンに
つきましては、議員が仰せのとおり、国において
審議会や分科会などで複数回にわたって審議さ
れた結果、有効性や安全性が確認された上で承認
されたものと認識しております。

私たちの知り得る情報につきましても、国から
提供された情報ということで、また、リスクに関
しましても同様に国で公表されておりますので、
その範囲内での認識ということで捉えていただ
ければと思います。

○相田克平議長 木村芳浩議員。

○14番（木村芳浩議員） 私も今年に入りまして
から非常に体調を壊すことが多くて、ワクチンの
後遺症の疑いがあるのではないかと言われまし
た。ただ、今実際はワクチンの後遺症というのは
医学的にも何も証明することができないらしい
のですね。ほかの病気になっているのかもしれま
せんし、また逆に今裁判になり始めたこともあり
ますし、様々な都道府県においてはSNS上で訴
えている方々もたくさん出てまいりました。全国
の自治体においては、各議会が国に対しての意見
書も出されているようでありますので、今後もし
かしたら本市でも増えてくる可能性があるのだ
と。先ほど述べた世界3大ワクチン、特に米沢市
が一番使った会社のやつが80%を超えて後遺症
が出ているという、これもSNS上でも流れてお
りますし、国はそれを認めよう、認めないの部分
で少しニュアンスが悪い、奥歯がかゆいような発

言をされていますけれども、今後そういったもの
に対しての補償が出てくる可能性が非常に今高
くなっている。渡邊病院事業管理者は厚生労働省
の副大臣までされていますから、こうしたことは
大変お詳しいと思うのですが、米沢でも今後増え
てくる可能性がありますので、やはり相談の窓口、
専門医というものを、こういう疑いがある市民の
皆さんはこういう経緯でこういうところに相談
をしてほしいということを、広報や様々なものを
使って、まだまだ情報発信が足りないとは思っ
ていますので、ぜひその辺もよろしくお願いた
いと思っています。

次に、時間もないので、ワンヘルスについてお
聞きしたいと思います。

私も今年に入りまして、2月に福岡県にお邪魔
いたしまして、担当者から様々これまでのワンヘ
ルスに関する経緯をいろいろとお話と、そして御
指導を賜ってまいりました。やはり先ほど壇上か
ら申し上げ、そして市民環境部長答弁でもありま
したとおりでございます。人と動物、そして環境
というものをしっかりと一つの枠組みの中で考
えていく時代なのだとということで、やはり大都市
をつくる、山を切り崩し、造成し、自然を破壊し
ていく、そういった中に、今の環境保全の中で増
えております昨日、おとといのような豪雨で土砂
災害が起きたりすれば、そういったところを中心
に新しい感染症のリスクが広がっていくことも
考えられますし、今我々が対策を講じていかないと、
未来の子供たちに対して清いふるさとを残し
ていくことが非常に難しくなる。だからこそ、こ
れまでのまちづくりの政策にプラスして新たな
考えと新たな視点を持って、それぞれの分野、申
し上げたとおり、福岡県のこの冊子を私頂いてま
いりましたけれども、116ページにわたる、本当
に全て凝縮されていると。今の時代に合っている、
本当に。厚生労働省の方にもお話をさせていただ
いたときに、厚生労働省といたしましては市民環
境部長おっしゃるとおり様々環境省、それから農

林水産省の法律の兼ね合いがあって、ここまで凝縮したものをつくるのに恐らく五、六年はかかるだろうと。だから、国としてはワンヘルスを推奨しつつも、地方には、少し形は変わりますけれども、今後国としての発信というものをやっていくそうであります。だからこそ、福岡県のこのモデルをしっかりと運用させていただいているのだということもお聞きしてまいりました。

ここまでのものをつくれとは私は申し上げません。ただ、山形県がどこまでこれを考えているかというと、無に等しいと思います。山形県というよりは、多分東日本の都道府県の県庁所在地を含むところでは、この考え方はまだお持ちでないかもしれない。医師会や獣医師会の先生方であれば、この重要性は大分認識していただいていることは間違いないのですが、そこまでの声が上がってきていないというのが事実でありますので、ぜひこの政策に関しましては、時間がかかるかもしれませんが、私はできれば二、三年のうちに、これはあらゆる分野です、それこそ。産業もそうです。全てです。人が生きていく、動物と共存・共栄をしていく中において、この米沢の環境を守っていくという、小さなスパンでも僕は構わないと思いますので、ぜひこれをベースとした、何かしら米沢らしいものをつくっていくべきと私は考えるのです。そのためには、米沢は平和都市宣言もしています。それから、健康長寿日本一も掲げてまいりました。だからこそ、今は環境に着目して、新たな米沢らしいこういった推進計画をつくるべきと私は思うのですが、総務部長、いかがでしょうか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 先ほど壇上でも申し上げた繰り返しになってしまうかもしれませんが、市町村域を超えた対応が必要な取組であると考えてございます。

広域的な行政運営には県の姿勢、県の姿勢については今議員からもお述べいただきましたけれ

ども、ワンヘルスに関する考え方についての情報収集、先進事例の研究を行った上で、県や近隣市町村などとも協議しながら考えていく必要があると現在のところは考えているところです。

○相田克平議長 木村芳浩議員。

○14番（木村芳浩議員） 総務部長、発想は多分逆だと思います。米沢がつくって、米沢が県を動かすぐらいにならないといけないのです、地方は。そうだと僕は思っているのです。米沢市はどうして成り立っているかということ、米沢市を囲む小さな町や村、郡部の方々がこの市を守ってくださっているから米沢市が成り立つ。山形県というのは、35市町村がそれぞれ力を合わせているから、県が保たれているわけです。国は、47都道府県が国を治めているのです。だから、発想は国や県が何か出してこなければ動けないのではないのです。米沢が独自でこういったものを山形県全体で動かししようと吉村知事に出していくこと。今回の栗子山の風車と一緒に。上から物を言われたことに首だけ下げているようでは駄目なのです、これからは。だから、米沢市はいろんな民間といろんな連携協定をやっているではないですか。その発想で僕はいいと思うのです、この推進計画をつくるのは。「県から来ないと」「国から来ないと」ではないのです。誰もこれにお金をかけろなんて言うてはいない。計画ですから。だって、福岡の計画、これを見てください。そんなそんなお金はかかっていません、実質。ただ、県全体で動くために、県民の意識を高めるために、環境施設を少し整備したりとか、シンポジウムをやったりというレベルなのです。だから、米沢も米沢の身丈に合った推進計画で僕は構わない。それをやはり一つのスタートラインとしてぜひ捉えていただければと。まず今日はこれは頭出しだと思って御提案させていただきましたので、今後また機会を見て質問させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、市長、副市長人事です。こ

れは大変心配なされている市民の方もいらっしゃると思いますし、我々は当局の方々を見ても大変御負担が多いのだろーと思っています。それはなぜかといひますと、やはりこれまで正副市長が外部に出られて公務をなさるところに、例えば部長たちや教育長が代理で行かれることもあると思うのですが、市長、副市長が行かれるという重要性、重大さ、ここはしっかりと、部長クラスではなかなかその責任というのは、市長がおっしゃるように「副市長になったつもりで」というより、副市長を誰か選んでいただいたほうがいいのかもしれない。ただし、そのためには市長が目指す「好循環の米沢」というものを本当に、真意が一緒になって、歩調を合わせていく人材を探しているのだとおっしゃいますが、これはなかなか難しいのではないかと思います。正直申し上げて、副市長がいないというのは米沢にとってはマイナスであらうと、普通に考えたらそうなのだらうと私は思うのですが、市長も様々な人材をいろいろネットワークを使いながら、先日も私違ふ場所で経産省の方と、副大臣のときに大変お世話になったという方、ここでは固有名詞は避けますけれども、おっしゃっていました。「非常に人望に厚い市長さんで、これからの米沢が楽しみです」とおっしゃっていただきました。そういったことも含めると、いよいよ年内中にはぜひとも誰かしらの副市長を選任いただきたいと私は思うのですが、その辺も含めてもう一度改めてお聞きします。壇上からは、申し訳ございません、6月定例会とはほぼ同じ答弁でございましたので、もう少し前向きな答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 木村議員の御質問にお答えいたします。

大変御心配いただいて、恐縮しておるところであります。

大変繰り返しになって、人事案件ですので、途

中の経過をあれこれということは、あらゆる人事の場合もそうだと思うのですが、役所でいって課長人事であらうが部長人事であらうが、会社の社長人事であらうが、何であれ、途中の経過を話すということは控えなければいけないと思っしております。人事は結果が全てなので、その出したものがベストということで出させていただきますので、途中の経過を申し上げるものではないということとはぜひ御理解いただきたい、このように思ひます。

こうした前提の上で、米沢市にとって一番いい人材をどうするかということは、これはまた人事は少なくとも、とりわけ特別職の人事の選考は私の専権事項でありますので、御提案させていただいて、議会の了解を得るというのが法にのっとる手続なので、選ばせていただくというのは私の専権事項ですから、責任を持って今鋭意人選を進めているところと、こういうことであります。

様々な形で人事については今いろんなことを考えておりまして、人事というか組織といひましょうか、やはり市役所は人が全てでありますから、それぞれのいい人材を適材適所で配置すること、また内外から様々な人材を求めること、また我々の組織からよそのところに行って武者修行をしてもらって、そして米沢のために力をつけて帰ってきてもらうこと等々、人をめぐることについてはまた、少し長くなって恐縮ですが、先般も発表しましたけれども、政策顧問といひますか政策アドバイザーという形でお三方を、今田山大医学部教授、NEDOの斎藤理事長、元石川島播磨重工業の会長・社長ですが、また内閣府の審議官、科学技術・イノベーション推進事務局統括官をやられている渡邊昇治統括官と、取りあえず3名という形で外部のお知恵も、政策アドバイザーとして任命しているところであります。様々な人材を、米沢のために働いてもらうように、副市長人事に限らず、今様々な手を打っているところとあります。鋭意人選を進めているところということで、ぜひ

木村議員、御理解いただければと思います。

○相田克平議長 木村芳浩議員。

○14番（木村芳浩議員） 市長が鋭意努力されているのは十分承知しています。

最後にもう一つだけお聞きします。

米沢市の副市長を人選される上で、女性というものは市長の中で候補者としてはあり得る話なのでしょうか。いかがでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 性別を問わずということをお願いしました。男性であれ、女性であれ、今はあまりそういう区分けもしない世の中になっていますから、そこは全くのフラットで鋭意人選をさせていただいているということであります。

○相田克平議長 以上で14番木村芳浩議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休 憩

~~~~~

午後 2時15分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、障がい者の移動支援事業の推進について、23番齋藤千恵子議員。

〔23番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○23番（齋藤千恵子議員） 皆様、こんにちは。一新会の齋藤千恵子です。

今日はお忙しいところ傍聴にお越しく下さいました皆様、本当にありがとうございます。

今年も暑い暑い夏でした。7月26日に始まったパリオリンピック、日本は45個ものメダルを獲得し、先月8月11日に感動のうちに幕を閉じました。

続いて、8月28日にはパラリンピックの開会式が行われ、9月8日までの12日間、4,400人もの選手が出場し、スポーツと障がいについて、世界

中で関心が集まっています。どんな障がいがあっても、乗り越えて、一つの目標に向かってチャレンジしていく、その姿勢に学ぶことが多くあります。

それでは、質問に入ります。

今回の質問は、障がい者の移動支援事業の推進についてです。

小項目1、福祉サービスにおける移動支援事業について。

初めに、本市の障がいを持っている人の人数と障がい児の人数をお知らせください。

障がい児は手帳を持っていない人が多いと伺っていますが、人数の把握はどのようにしているのか、お伺いいたします。

障がい児は、18歳以下の障がい者であり、今回のテーマである障がい者の通学・通所の問題は、古くて新しい問題です。

障害者総合支援法による総合的なサービスのうち、移動支援を行う福祉サービスの自立支援給付と地域生活支援事業、おのこの支援の概要について御教示ください。

次に、今回の質問のテーマである市町村地域生活支援事業での移動支援事業についてお尋ねいたします。

まず初めに、国の平成18年通知の地域生活支援事業実施要綱の移動支援事業についてお知らせください。

お尋ねしたい目的は、国が障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援する法律の運用の基本的な考え方を御教示願いたいためです。

この国の通知に基づいて、本市では米沢市障がい者移動支援事業実施規程を告示していますが、移動支援事業について、その事業の内容をお知らせください。

小項目2、教育施策としての通学支援について。

国は、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、特別支援教育の振興として、特別支援教育就学奨励費を地方公共団体に補助していま

す。

まず、特別支援教育就学奨励費の趣旨をお知らせください。

この特別支援教育就学奨励費で支出することが認められている通学または帰省に要する交通費は、旅客運賃等が想定されています。学校設置者が地域の交通事情や児童生徒の発達、障がいの特性に応じて、この方法で安全に通学と帰省ができると判断した場合には、運賃・輸送の対価に対する支払いも認めているという見解を示しています。

本市が活用している特別支援教育就学奨励費の内訳、国、県からの負担金及び補助金、さらには対象児童や対象となる経費など、この内容をお知らせください。

また、本市のホームページを見ますと、特別支援教育就学奨励制度が載っておりますが、その内容もお知らせください。

さらに、教育分野での移動支援として、全国的にはスクールバスの運行や学校設置者による通学手段の補助や委託などの施策を実施している自治体もありますが、こうした移動支援についてはどのようにお考えですか。

山形市では、市独自に特別支援教育就学奨励費を補完する形で、山形市特別支援学校等通学支援事業を行っているそうです。この事業は、特別支援学校へ通学する児童や生徒の学校送迎において、通常自車で送迎している保護者の負担軽減を図るため、タクシーや福祉有償運送を利用した運賃実費分の9割を山形市が助成するというものです。この補完の制度をどのように認識していらっしゃるでしょうか。また、この制度の対象者や利用回数や対象要件等、その内容をお知らせください。

小項目3、本市の障がい児・障がい者の通学・通所における移動支援の現状について。

山形県内にある特別支援学校のうち、本市には米沢養護学校があります。市内から小学部、中学部に通っている人数をお知らせください。

障がい児の通学支援においては、1人で登下校が難しい児童生徒は、放課後デイサービスや日中一時預かり等の障がい福祉サービス事業所では送迎がセットになっている場合が多いため、障がい福祉サービスの利用者が年々増えています。それは、障がい児通所関連給付金からも明らかです。

一方、障がい福祉サービス事業所を利用しない御家庭もあります。その方々は、自車や福祉有償運送を利用なさっていますが、おのこの利用者の人数の把握はなされているものかどうか、伺いたいと思います。

また、改めてこの福祉有償運送の目的、旅客の範囲、対価の基準等、その概要もお知らせください。

また、福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送の必要性について協議するそうですが、その協議会の概要も併せてお知らせください。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つである移動支援事業において、本市では通学や通所目的の利用を認めていないため、毎日の通学・通所は障がい福祉サービス事業所を利用せずに福祉有償運送を利用している御家庭にとっては、全額自費負担のため、大きな負担となり、誰もが利用できる仕組みになっていないのが現状なのです。通学・通所、いえ、正確に言えば通学や通勤、もしくは営利を目的とした外出、または長期にわたる外出等を目的と認めていない、その根拠をお示しください。

児童福祉法によるサービス、児童発達支援事業や放課後デイサービスを実施している障がい福祉サービス事業所を利用している場合と、こうしたサービスを利用せずに、御自宅などから福祉有償運送利用の場合の保護者負担の違いを明らかにできればと考えますが、いかがでしょうか。

福祉有償運送を利用なさっている御家庭の方からは、家庭環境や住んでいる地域によって格差が生じている現状をお聞きしていますが、どのように認識なさっているのでしょうか。

本市では、今年3月に第7期米沢市障がい福祉計画並びに第3期米沢市障がい児福祉計画を策定しました。その中で、本市独自項目として、移動手段への支援の拡充を目指しています。この目標達成への方針、目標、そしてこの目標達成のためには具体的な施策が必須ですが、その具体的な施策をお知らせください。

通学・通所に困難を来している御家庭の負担をいかに軽減するか、強い思いを持って取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

小項目4、置賜管内の障がい児・障がい者の移動支援の現状について。

移動支援は、地域特性や利用者ニーズ等に応じ、各自治体の裁量で実施できます。全国的には、通所・通学支援として福祉作業所への通所や養護学校等への通学のための支援を可能としている自治体もあります。社会生活上不可欠な外出、例えば銀行や美容や理容（床屋さん）や不定期な通院など、また余暇活動等社会参加のための外出、例えばスポーツや買物や図書館や講演会等、幅広く支援を行っている自治体もあります。屋外での移動が困難な障がい者にとって、円滑に外出できる移動の支援を行っている自治体です。

そこで、お尋ねいたします。

置賜管内の移動支援事業の現状をお知らせください。

最後に、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つである移動支援事業においても、本市では通学や通所目的の利用を認めていないため、毎日の通学・通所の送迎は障がい福祉サービス事業所を利用していない御家庭にとって大きな負担となっています。また、通学や通所に福祉有償運送を利用したくても利用できないなど、経済的にも大きな負担となっている御家庭のお話も伺いました。

通学に困難を抱える障がい児の保護者の目線に立って、そして移動困難者でありながら、通所などまず社会に踏み出している障がい者にとって、

本当の意味での共生社会、すなわち障がいのある・なしで、どこに住んでいるかで、分け隔てされない社会の実現を目指す小さな一歩になる施策をぜひ実現していただきたいことを強く申し上げ、壇上からの質問とさせていただきます。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、障がい者の移動支援事業の推進についてお答えいたします。

初めに、（1）福祉サービスにおける移動支援事業について。

市内の障がい児・障がい者の人数についてお答えいたします。

障害者手帳の交付状況は、令和5年度末現在、身体障害者手帳3,697名、療育手帳712名、精神障害者保健福祉手帳585名に交付されています。そのうち、18歳未満の方は、身体障害者手帳45名、療育手帳76名、精神障害者保健福祉手帳2名となっております。

障害者総合支援法による障がい福祉サービスの対象者については、身体に障がいのある場合は身体障害者手帳を交付されている方、知的障がいや精神障がいのある方、身体障がい、または知的障がいのある児童については、各手帳が交付されていなくても、障がいの種別や状態などで確認できるものがあれば、サービスを利用することができます。また、難病患者などで一定の障がいのある方も対象となります。

手帳交付者以外で障がいの状態にある方の人数を正確に把握することは困難ですが、令和5年度末現在、障害者総合支援法や児童福祉法による障がい福祉サービスの支給決定を受けている方は、障がい者909名、障がい児217名、合わせて1,126名となっております。

次に、移動支援を行う福祉サービスについてお答えいたします。

障害者総合支援法によるサービスは、障がいの種別にかかわらず、全国共通の仕組みで行われる

自立支援給付と、市町村の創意工夫により、障がいのある方の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業に大別されます。

初めに、自立支援給付のうち、障がいのある方の移動支援を行うサービスとしては、知的障がいや精神障がいにより、行動する際、常に介護が必要な方に対して介助や外出時の移動の補助を行う行動援護、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が外出するときに必要な介護を行う同行援護、自宅において必要な介護や生活支援を行う居宅介護のうち、通院の準備や車両への乗降介助、受診手続などの介助を行う通院等介助があります。

また、事業所に通って支援を受ける就労継続支援A型・B型、生活介護等の通所型サービスについて、事業所が送迎を実施している場合には、これを利用することができます。

障がい児を対象とした福祉サービスでは、児童福祉法による児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があり、事業所に通って支援を受ける児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、事業所が送迎を実施している場合には、これを利用することが可能です。

次に、地域生活支援事業は、平成18年8月に厚生労働省から発出された地域生活支援事業実施要綱に基づき、実施主体である市町村の判断によって、地域の特性や個々の利用者の状況、ニーズに応じた柔軟な形態で事業を行うことができます。

本市では、移動支援を行うメニューとして、屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、地域における自立支援と社会参加を促すことを目的とした移動支援事業を実施しています。個別支援型と言われ、移動介護従事者によるマンツーマンでの移動支援で、対象範囲は余暇活動、公的機関への届出や手続、各種イベントや研修会への参加などの場面を想定しており、通勤・通学、営利を目的とした外出、定期的な通院などは対象外と

しております。

次に、（２）教育施策としての通学支援についてのうち、山形市で実施している山形市特別支援学校等通学支援事業について、本市の認識についてお答えいたします。

山形市特別支援学校等通学支援事業については、特別支援学校等に在籍する児童の登下校の送迎を支援することにより、保護者等の送迎に係る負担軽減を図ることを目的に、利用する児童の自宅または保護者の市内の通勤先などから特別支援学校等の間の経路を対象に、送迎支援を行ったタクシー事業者や福祉有償運送事業者に対して運行経費の一部を補助しております。

利用回数については、送迎の片道を1回分として年間48回の上限があり、通常は公共交通機関や自家用車を使用して通学している児童が、何らかの事情によりタクシーや福祉有償運送を利用する場合に限って助成することを想定している事業で、特別支援教育就学奨励費を補完するものとして位置づけられているとのことです。通常の送迎ではなく、突発的な状況に対応できる手厚い支援であると認識しております。

（３）本市の障がい児・障がい者の通学・通所における移動支援の現状についてのうち、米沢養護学校に就学している児童以外の質問にお答えいたします。

障がい児の福祉サービスのうち、移動支援を伴うサービスの利用人数、またサービスを利用していない障がい児の実態把握についてですが、障がい児を対象とした福祉サービスのうち、移動支援を伴うサービスは、児童福祉法による児童発達支援、放課後等デイサービスと、障害者総合支援法による地域生活支援事業のメニューの一つである日中一時支援事業があり、その付帯サービスとして提供されています。

各サービスの令和5年度の実利用者数は、児童発達支援が55名、放課後等デイサービスが157名、日中一時支援事業で18歳未満の利用者が92名と

なっております。

これらのサービスを利用していない障がい児の人数については把握していないところです。

次に、福祉有償運送事業の概要についてですが、福祉有償運送事業は、移動支援を行うサービスの一つで、国土交通省に登録されたNPO法人や社会福祉法人等が、1人で公共交通機関による移動が困難な障がい者や要介護者などが利用するサービスで、通常のタクシーより安い料金で、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送とし、自家用車を使用した移動サービスとなります。

利用される方は、障がい者や要介護者等の移動が制約される方であり、運行経路の面、時間設定の面、利用料金の面など、多方面にわたり利便性が高い事業であることから、福祉有償運送の必要性はあると考えております。

なお、この事業を行う事業所は、国土交通省、福祉関係団体、運送事業者、NPO、県、置賜3市5町の福祉担当部署等で構成する置賜地域福祉有償運送運営協議会において、新規・更新登録の承認を受ける必要があり、この運営協議会は福祉有償運送の必要性、収受する対価、その他これらを行うに当たり必要となる事項を協議するために設置されています。

次に、移動支援に係る費用について、障がい福祉サービスと福祉有償運送事業を利用する場合の違いについてお答えいたします。

初めに、自立支援給付と児童福祉法によるサービスの利用料についてですが、係る経費の原則1割を利用者が負担することになります。

また、生活保護受給世帯や市民税非課税世帯では利用者負担がないなど、世帯の収入状況によって負担上限額が設定されています。

地域生活支援事業は、生活保護受給世帯の利用者負担はなく、利用に要した費用の一部としての上限の設定もなく、原則1割負担となります。

次に、福祉有償運送事業については、タクシー料金の半額を目安に国土交通省に届出、承認を得

て設定された運賃を、距離や時間等に応じて負担することになります。

次に、本市の移動支援事業について、通学・通勤や営利目的の外出、定期的な通院などを対象外としていることについてお答えいたします。

通勤や営利目的の外出については、雇用者側などにおける対応に委ねる考えがあったこと、また、通学、定期的な通院に関しては、他の福祉サービスを利用することで対応が可能であるとの考えから、対象外としていたところです。

しかしながら、移動手段に困難さを抱える障がいのある方がいること、また、福祉サービスの周知が十分でないことなど、課題として捉えております。

今後、第7期米沢市障がい福祉計画、第3期米沢市障がい児福祉計画に掲げております移動手段への支援の拡充に沿って、対応策を検討していきたいと考えております。

次に、第7期米沢市障がい福祉計画、第3期米沢市障がい児福祉計画に掲げております移動手段への支援の拡充についてお答えいたします。

障がいのある方の社会参加及び生活圏の拡大、さらに冬期間にも安心して生活できる体制づくりのために、移動手段への支援の拡充が必要と考え、福祉タクシー利用助成及び自動車燃料費助成事業をより利用しやすいものとする、特別支援学校へ通学する児童の移動手段の確保を目標に掲げております。

具体的な取組としましては、福祉タクシー利用助成及び自動車燃料費助成事業について、障害者手帳の交付や広報よねざわなど、説明会での機会やツールを活用して、対象となる方への周知を強化し、利用促進を図るとともに、福祉タクシー利用助成券がより利用しやすいものとなるよう、利用方法や対象範囲などについて検討してまいります。

また、特別支援学校へ通学する児童の移動手段の確保については、今後、地域生活支援事業の運

用見直しも含め研究してまいりたいと考えております。

（４）置賜管内の障がい児・障がい者の移動支援の現状について。

置賜管内における移動支援の実施状況であります。本市を除く東南置賜１市２町では、地域生活支援事業の移動支援事業において、本市も行っている個別支援型のほか、複数の利用者に対する同時支援を行うグループ支援型、福祉サービス事業所への通所や特別支援学校への通学のための支援を行う通所・通学支援型を実施していますが、通学支援型については、実態として市外の特別支援学校への送迎のみの実施となっており、利用料についてはその経費の１割負担となっております。

また、長井市では個別支援型、通所支援型、通学支援型を実施しておりますが、利用料については、個別支援型は１割負担、通所支援型と通学支援型については負担なしとなっており、タクシーや福祉有償運送事業所を利用した場合も事業の対象となっております。

繰り返しになりますが、特別支援学校へ通学する児童の移動手段の確保については、今後、地域生活支援事業の運用の見直しも含め研究してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、初めに（２）の教育施策としての通学支援についてお答えします。

障がいのある児童生徒が特別支援学校や小中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ国及び地方公共団体が補助する特別支援教育就学奨励費の制度があります。

米沢市も、この制度を受け、市内小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して援助を行っております。

支給費目と負担割合については国で定められており、本市の具体的な支出額は、令和５年度は373万7,636円です。支出額の２分の１について国から補助金を受けております。

支給費目は、学用品等購入費、新入学学用品費等、校外活動費、修学旅行費、通学費、給食費、体育実技用具費、職場実習交通費、交流学习交通費です。世帯の収入に応じて支給費目や支給額が異なりますが、原則として保護者が負担した金額の半額が支給額となります。

また、交通費については全額補助となり、公共交通を利用して通学している場合は、交通費の実費全額を支給しております。

手続としては、保護者が通学する学校を通して申請することとなっております。

米沢養護学校に通学する児童生徒の特別支援教育就学奨励費については、設置者である県が実施しています。その内容については、県の発表資料によりますと、対象となる費目として、通学または帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費を支給となっており、自宅から学校までの交通費、ガソリン代、パンク修理代、預かり料なども含め、全額支給となっております。

本市の通学支援については、障がいの有無にかかわらず、子供たちが安全かつ安心して通学できる環境を整えることが非常に重要と考えており、遠距離通学をする児童生徒に対しては、スクールバスや公共交通を使用した通学支援を行っております。その費用は市が全額を負担し、保護者の負担はありません。

障がいの有無にかかわらず、本市の児童生徒が安心して通学できる環境を整えるために必要な支援を行っております。

教育委員会としましては、本市で実施しております様々な福祉サービスについて、スクールソーシャルワーカーを中心として保護者と連絡を取り合い、個々の家庭の状況に応じて支援ができるよう、引き続き関係課と連携しながら対応してま

います。

次に、(3)本市の障がい児・障がい者の通学・通所における移動支援の現状についてのうち、米沢養護学校に就学している人数についてお答えします。

県立米沢養護学校に通学している児童生徒は、令和6年度は小学部が27名、中学部が21名の計48名であります。

私からは以上です。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) 御答弁ありがとうございました。

まず、地域生活支援事業の運用の見直しを考えてくださるという御答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。この御答弁をいただき、まず今回の質問の意味があったかなんて、1人で今喜んでいるところでございます。

まず、少しずつお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

今回の質問に当たって、国の通学・通勤の制限について、過去に遡って調べてみましたら、旧障害者自立支援法、2006年9月の厚生労働大臣告示523号で、重度訪問介護や移動に関する介護について、営業活動等の経済活動に関わる外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除くとされ、通勤・通学が制限されたまま現在に至っているものと思われたところです。

しかしながら、教育を受けるということ、そして働くということは、言うまでもなく社会参加の基本であり、本市においても通学・通勤の移動支援制度の充実を求めるのが今回の質問の趣旨であります。

そこで、再度お尋ねいたします。

第7期米沢市障がい福祉計画では、移動手段への支援の拡充の目標、特別支援学校の生徒への通学支援としての移動支援の確保と目標を定めているわけですが、本市の障がい児の移動支援で実質的に自宅からの通学者に支援しない理

由は何なのかと様々な関係者にお話を伺ったところ、米沢市内に養護学校があるからではないかというお話を多く伺いました。今の御答弁では、そうではなくて、通勤は雇用者の配慮の問題、そして通学は様々なサービス利用という御答弁でございましたが、先ほど壇上からも申し上げたとおり、米沢市に養護学校があるからという理由では、なかなかそこがあると思ったところです。

先ほど壇上から御紹介した山形市、今も御答弁いただきましたが、山形市には県立山形養護学校、県立山形聾学校、国立大学法人山形大学附属特別支援学校、県立村山特別支援学校山形校等の特別支援学校があるわけです。山形市では特別支援学校に通う児童生徒の保護者等の経済的支援である特別支援教育就学奨励費を補完する形で山形市特別支援学校等通学支援事業を行っているわけでありますので、米沢に養護学校があるから通学・通勤には当てはまらないという、この理由にはならないと今御答弁を聞いていて思ったところであります。

確かに山形市では、御答弁にもあったように、この事業の利用回数の限度などはあったわけですが、保護者の負担軽減を図っている取組ということは間違いないと思っているところであります。

米沢市もどうぞ様々取り組んでいらっしゃる自治体をいろいろ参考にしながら、ぜひ運用の見直しを早急に図っていただきたいと思うところであります。

もう一つお尋ねいたします。

移動手段の一つの福祉有償運送の概要を御答弁いただきました。

福祉有償運送運営協議会の開催の資料で、移動制約者の状況というものは把握されているものでしょうか。福祉有償運送運営協議会の概要を見ますと、把握されているものと認識しておりますが、いかがでしょうか。本市の利用者の福祉有償運送利用の目的、つまり行き先など、把握されて

いるものでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 本市に所在地を置く事業所に登録している方、会員の大半が高齢者ということを認識しております。また、主に病院の通院や買物のための利用となっているということをお聞きしているところです。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） 健康福祉部長の御認識は、私がお聞きしたのと少し違うのですけれども、福祉有償運送の必要性を協議、判断するための資料として福祉有償運送運営協議会に示される様々な資料の中に、要介護者、身体障がい者等の移動制約者の状況や、福祉タクシー券の利用状況、またNPO等による移動制約者に対する運送サービスの活動状況、またタクシー、福祉タクシーの台数及び公共交通機関が行う移動制約者の輸送の状況など、こういった資料が福祉有償運送運営協議会に示された上で、必要性について協議しているとお伺いしております。

福祉有償運送運営協議会の構成員は、当然ながら先ほどの御答弁にもありましており市町村の担当の職員の方が入っておりますし、本市が所属している運営協議会の令和5年8月現在の会長さんは川西町の課長さんであり、副会長さんは小国町の課長さんなのです。何を言いたいかというと、私がお聞きしたNPOの福祉有償運送の利用者の行く先というのは、希望が丘コロニーなどに行く生活介護、就労支援、それから通勤の経済活動、そして銀行、市役所、商店などの社会生活、それから趣味、運動等の余暇活動などになっておりますが、その辺の認識に違いがあるように思われますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 大変申し訳ございませんでした。

新規登録の際に、事業者が利用者の把握を行っていることは認識しているところでございます

けれども、その内容の詳細については具体的に私の手元で分かる資料がないので、私の段階では分からないところです。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） ありがとうございます。

米沢養護学校の通学にNPOの福祉有償運送を利用したいという御相談の例を少しお話しさせていただきます。先ほどの御答弁にもありましてとおり、福祉有償運送の費用は、営利目的でないため、あくまでNPOのために、ほかの交通手段と比べては安価であるものの、本市でも養護学校からの距離が結構あるところに住んでいる利用したいという方もいらっしゃるわけです。例えば冬期間だけでも、費用面で大変厳しいという御相談で、結局御自宅から通う場合は全額自費負担であるために、福祉有償運送は利用できませんでした。いろんな方にいろいろお話をお聞きしますと、今の体制では、自費で福祉有償運送を利用できるのは、ニーズを持った人のうち、ほんの一握りの人であるということもよく分かりました。こうした現状をどのように認識していらっしゃいますか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かに米沢養護学校に通学される方については、学校の開始時間が普通の小学校よりも遅い時間になるなど、保護者にとっては、お仕事をされている場合など本当に時間の制約があるということで苦労されているということは計画策定の際にもお聞きしているところです。

その際の利用できる福祉サービスというのもありますので、そのサービスなどを利用いただきながら、通学に関しては御利用いただいているものと考えておりますが、今議員がお述べのような事案についても、今後内容をもう少し精査させていただきながら、検討する必要があると考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） もう一つの移動手段であります福祉タクシー利用助成の利用率を現在の43%から100%にするという第7期の目標を掲げていらっしゃるんですが、改めて福祉タクシーの概要、特に利用料金、サービス、資格など、お知らせいただきたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 申し訳ございません。今手元に詳細な資料がないもので、現段階では分からないところです。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） 申し訳ないです。通告していたもので、後で教えてください。

それでは、ここで通学支援事業の注目すべき全国の事例を2つ御紹介させていただきます。

1つ目は大阪府枚方市の通学支援事業です。これは通常の移動支援とは別に、小学校、中学校、支援学校、高等学校等への通学の支援制度です。1人で通学が困難な児童生徒を対象として、通学ガイドヘルパーを派遣して、児童生徒の通学のために必要な支援を平成24年10月から実施しています。原則1割負担で、生活保護世帯や市民税非課税世帯は自己負担なしの制度です。

もう一つ、通学支援事業を新設した横浜市の例を御紹介いたします。横浜市では、2013年改正の障がい福祉サービスの移動支援事業の中で、一般的な移動介護のほかに、車両を使用した通学・通勤支援を新設したものです。サービス名は「通学通所支援」、サービス内容は特別支援学校への通学、作業所などへ通所する際の移動支援です。

これら2つの自治体では、障がいがあっても、その環境の中で通学や通所など、最大限の生きがいを持って、輝いて社会生活を送ることができるよう手助けをしている好事例であると思ったところです。それで御紹介させていただきました。

最後に市長にお伺いいたします。

今回、障がい児・障がい者の現場の声、現状を少しお知らせさせていただきました。やはり障が

い児・障がい者の社会参加の基本として、障がいのある・なしで、また、どこに住んでいるかで分け隔てされない米沢市を、まして、御答弁にもありましたが、東南置賜や長井市の例などもございました。ここはしっかり現状を踏まえて、障がい者・障がい児の方々にとっても米沢市に住んでよかったと思える施策を、これからも米沢に住もうと思える施策を実施していただきたいと強く思うところであります。

市長は、市政運営方針で高齢者や子供、障がい者等の属性を問わず、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現に向け、重層的な支援体制の仕組みづくりの検討を進めますと、力強く方針を立てておられます。市長、いかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 齋藤議員、御質問ありがとうございます。

大阪の例であるとか横浜の例なども御紹介いただきまして、大変勉強させていただいたと思っております。

まさに市政運営方針演説でも御指摘のと通りの発言をさせてもらいましたし、かねてから私自身、やはり障がいのある・なしにかかわらず、年齢、性別問わず、全ての人に居場所がある、出番がある社会をつくらなければいかんというのは、私のある意味で政治信条でもございます。

齋藤議員の今日の御指摘というのは、本当によく分かるというか、私もいろいろ地域なりをずっと歩いていたときに、意外に障がい児のお母さんから、通学が大変だ、通所が本当に大変なのだと、米沢市内で何人もの方からそんなお話を伺いました。やはり保護者の立場、親御さんの立場になると、学校にせよ職場にせよ、そこに通う手段が本当に限られていること、またコストが高いことについて、深刻なお悩みを私も聞きましたし、恐らく齋藤議員におかれてもよりそういったお話を聞いているから今日のお話になられたのかと、

こう思うところでございます。

移動支援事業にかかわらず、福祉事業、支援事業を実施するに当たっては、こうした地域の実情をきちんと踏まえて、実際住民の方々のニーズに即したサービスを提供すると、これが基本だろうと思います。米沢と長井は環境が違いますし、全て同じということにはならない、それぞれの自治体によってサービスが異なる部分はあろうかと思いますが、基本的に全国統一のサービスになるような望ましい事業は、ベースはやはり本当は国の責任において実施してもらおうと、これが基本だろうと思います。ですから、そこはきちんと、あまり地域でばらばらと差が出ることはよくない。基本のところはやはり国にやってもらうということはきちんと要望しなければいかんと思いますし、それに加えて2階建て、3階建てのそれぞれの自治体の実情に合わせたサービスというのは非常に必要だろうと思います。

健康福祉部長も答弁させていただいたように、第3期障がい児の計画、第7期の計画において、きちんとした手だてを打つという方針を出しておりますので、今ある仕組みが100点だとは到底思えませんから、それは改善していくということでしょうし、充実させていくということだと思っております。今日の御提言も含めてしっかり研究させていただいて、前に進めるようにしてまいりたいと、このように思います。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） 市長、ありがとうございました。

やはり移動に困難を来している障がい児・障がい者の方々にとって少しでも、保護者の軽減もそうですし、御本人様の軽減にもなるというのは、自治体の創意工夫によってできるという、その点を、ぜひ積極的な施策を一日も早く実現していただきたいと強くお願い申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○相田克平議長 以上で23番齋藤千恵子議員の一般

質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休 憩

~~~~~

午後 3時20分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、高齢者の徘徊や帰宅困難となる事案について外1点、9番山村明議員。

〔9番山村 明議員登壇〕（拍手）

○9番（山村 明議員） こんにちは。

米沢爽風会の山村明でございます。

今から101年前の1923年9月1日に関東大震災が発生して、9月1日が「防災の日」になっているとのことです。

このたびの台風10号で被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

さきの能登半島地震と立て続けに災害に見舞われ、ほかにも津波、火山噴火、南海トラフ地震への備えを考えると、災害列島日本となります。

環太平洋火山帯の中に位置する日本列島は、島国で、細長い国土に奥羽山脈のように2,000メートル級前後の山脈が連なり、ここに温帯モンスーンの雨が降ります。大量の雨が長時間続けば、洪水、土砂崩れとなります。

「頑張ろう、日本」であります。米沢は災害は意外と小さくて済んでいるのではないのでしょうか。雪はありますが、雪はじわじわと降ってくるもので、雪下ろし・雪片づけ作業は大変ですが、差し迫った恐怖という災害は大火のみとなります。盆地のおかげで風もほかと比べると弱い。こうして見ると、米沢市は日本の中では災害の少ないすばらしいまちなのではないのでしょうか。

地震、台風、水害のない米沢を、企業の誘致や移住者誘致に大いに生かすべきではないでしょ

うか。

政治の世界では、立憲民主党代表選挙が9月7日告示、9月23日投開票、自民党総裁選挙が9月12日告示、9月27日投開票となっております。

そして、世界に目を向けますと、アメリカ合衆国では、全国で538人の選挙人の過半数の獲得を目指して、ドナルド・トランプ前大統領とカマラ・ハリス副大統領が、11月5日の決戦を目標として前哨戦を繰り広げています。どちらが当選し、世界はどのように動いていくのでしょうか。

質問に入ります。

1つ、高齢者の徘徊や帰宅困難となる事案について。

令和2年の全国の警察に届出があった徘徊からの行方不明者は、全国で年間1万8,000人だったとのことです。

そして、戦後生まれの団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となられます。65歳以上の高齢者数は、2025年に3,657万人となり、2042年にピークを迎えて、3,878万人となると予測されています。それに伴って、認知症高齢者も増加してまいります。

1、本市の高齢者の徘徊や帰宅困難となる事案の実態はどうなっているのか。

2、年間の発生件数はどの程度なのか。

3、解決方法はどのようなものか。

4、事故になってしまったことはなかったか。

2つ、有害鳥獣対策について。

このたびはこの項目での質問者が重複しておりますので、お互いの幸せのために、私は市街地における熊を主体とした有害鳥獣対策についてと、絞り込んで質問いたします。

1、市街地での痕跡や目撃情報が多くなってきているようだが、その原因をどう捉えているのか。

2、河川敷を中心に広範囲に行動していたようだが、対策はないものか。

3、市民を守る手だてをどう構築していくのか。

以上、1回目の質問を終わります。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、1、高齢者の徘徊や帰宅困難となる事案についてお答えいたします。

初めに、(1)本市の高齢者の徘徊や帰宅困難となる事案の実態はどうなっているのかについてですが、高齢者の認知症による徘徊や自宅への帰路が分からなくなる帰宅困難となった方の実態については、米沢警察署に出された捜索情報等が公表されていないことから、把握はできていないところです。

しかしながら、地域包括支援センターで受けた徘徊を含む認知症・精神保健に関する相談件数については、令和4年度は736件、令和5年度は1,057件と増加しており、今年5月に厚生労働省研究班から発表された認知症高齢者の将来推計値では、65歳以上の人口がほぼピークを迎える2040年には、認知症の高齢者は6.7人に1人となり、認知症と軽度認知障害を合わせるとおよそ3人に1人が認知機能低下の症状を生じると伝えられていることから、今後も高齢者の徘徊を含む認知症による相談件数は増加していくものと見込んでおります。

(2)年間の発生件数はどの程度かについてですが、(1)で述べたとおり、高齢者の認知症による徘徊や帰宅が困難となった方の件数は把握できておりません。

参考値として、川西町を含む米沢警察署管内における泥酔者や精神錯乱状態の方、迷子などを含む保護件数は、令和4年は105件、令和5年は99件となっております。

(3)解決方法はどのようなものかについてお答えいたします。

本市の取組としましては、認知症などで徘徊等により行方不明になるおそれのある高齢者については、名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録することで、早期発見に役立てる徘徊高齢

者等支援事業「事前登録制度「かえっぺ」」を行っております。市に登録された情報を米沢警察署や地域包括支援センター、民生委員など関係機関で共有することで、早期発見による徘徊高齢者等の安全の確保及び保護時の身元確認の支援につながることから、「かえっぺ」への登録を推奨しております。

近年の新規登録者数は、令和3年度は26人、令和4年度は32人、令和5年度は27人であり、令和5年度末までの登録者数は255人となっております。

また、登録時にはQRコードシステムの利用を促しており、こちらはQRコードのついた「かえっぺ」シールを見守りが必要な方が着用する衣類や持ち物に貼り付け、シールを身につけた方を見かけた方がスマートフォンなどでQRコードを読み取ることで、瞬時に家族へメールが送信される仕組みとなっており、令和5年度までの登録者のうち、希望された36人の方へQRコードシールを配付しております。

QRコードシールの利用は、簡便であるほか、耐久性があり、その上、利用される方の費用負担がなく、安心して利用することができます。そのため、今後もQRコードシステムの利用促進に努めていきたいと考えております。

ただ、現段階ではまだ市民のQRコードシールの認知度が低いことから、認知症サポーター養成講座などの機会を利用し、認知度の向上に一層努め、認知症の人とその家族を支える認知症サポーターであるオレンジリングの保有者を増やしていきたいと考えております。

また、国際アルツハイマー病協会と世界保健機関が共同で9月を世界アルツハイマー月間、9月21日を世界アルツハイマーデーと定め、この期間を中心に世界各地で認知症に関する啓発活動が行われています。

本市でも現在、市民ホールにおいてパネルの展示を行っており、啓発活動に努めているところで

す。

このほか、認知症の正しい知識や接し方を学ぶ認知症サポーター養成講座や、山大工学部のオレンジライトアップに合わせた認知症カフェセミナー、当事者と家族の集い、認知症カフェ、世界アルツハイマー月間以外でも認知症への理解を深めるための啓発活動を行い、認知症への正しい知識の普及と理解の促進を図っております。

(4) 事故になってしまったことはないかについてですが、小項目(1)、(2)と同様に、交通事故など、認知症の方が事故に遭われた場合でも、被害者等の詳細な個人情報情報は警察署から提供されることはないことから、市で把握することは難しい状況となっております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私から、2の有害鳥獣対策についてお答えいたします。

初めに、(1)市街地での痕跡や目撃情報が多くなってきているようだが、その原因をどう捉えているのかについてお答えいたします。

本市におきましては、ツキノワグマの市街地での痕跡や目撃が増えた理由としましては、ブナが凶作の場合にツキノワグマの目撃が増える傾向があり、昨年度は県内ほぼ全域でブナが凶作であったこと、生息頭数及び里山付近に生息する個体、いわゆるアーバンベアが増加したことが主な原因と考えております。

生息頭数につきましては、山形県が第4期山形県ツキノワグマ管理計画において、置賜管内に生息するツキノワグマの推定頭数を示していますが、令和6年度は1,284頭と推定しており、基準年となる令和3年4月時点の約1,200頭に比べ微増となっています。

その理由としましては、同計画ではツキノワグマの自然増加率を14.5%としており、頭数を減少させるためには、計算上、年間187頭以上の捕獲

が必要となるわけですが、令和元年から令和5年度までの捕獲数が年平均126頭にとどまっているためでございます。

また、昨今は過疎化がより進んだことで、里山の管理が行き届かず、ツキノワグマが生息する奥山と人が住む里山との境界が不明確になったことで、里山付近に生息し始める個体が増えていると見られ、生息頭数自体の増加とも相まって、市街地での痕跡や目撃情報が増加したものと考えております。

次に、（２）河川敷を中心に広範囲に行動していたようだが対策はないものかについてお答えいたします。

今年5月末から6月初旬にかけて、松川河川敷などでツキノワグマが出没した際は、幸い人身事故等は発生いたしませんでしたが、米沢市立第一中学校前の河川敷など、住宅の多い市街地に極めて近い場所にツキノワグマが出没しました。

ツキノワグマは、本来臆病な性格で、人目を避ける傾向がありますが、同個体につきましては、警戒心の薄い、親離れしてすぐの個体と見られ、今回は松川に沿って市街地に入ったと見られます。

こうした状況に至った理由として、前述の里山の荒廃、生息数の増加に加え、河川敷の整備が不十分であるため、小さな個体であれば身を隠しながら市街地に侵入可能なルートが形成されていることが挙げられます。

その対策として、出沒させない環境づくりが重要と考えており、松川河川敷については、花沢大橋から万里橋までの区間の河川整備を山形県に要請しており、予算次第にはなると聞いておりますが、順次整備を進めてもらうこととしております。

また、里山の整備につきましては、市内の鳥獣対策協議会などの地元団体と協力しながら、出沒時前の刈払いなどの環境整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、（３）市民を守る手だてをどう構築していくのかについてお答えいたします。

市民の安全安心を確保することは行政の使命であり、最善を尽くす必要があると考えております。

そのためには、未然防止策と緊急対応策が考えられ、未然防止策につきましては、先ほど述べました出沒させない環境づくり、適正な捕獲による個体数調整など、地域の鳥獣対策協議会などの地元団体と協力しながら、環境整備を図ってまいりたいと考えております。

また、8月中旬には国の調査事業により、市内で出沒の多いエリアにセンサーカメラを設置し、モニタリング調査が実施されており、撮影データ、分析結果の提供があり、今後、本市の市街地出沒対策について助言をいただく予定であり、米沢猟友会と連携し、対策を講じていきたいと考えてございます。

緊急対応策につきましては、本市では市街地における危険野生鳥獣出沒時対応マニュアルを策定しており、今回もこのマニュアルに基づき対応したところでございます。

市民の皆様には公式SNSにて情報を発信するとともに、警察、米沢猟友会、庁内関係課にて追跡パトロールを実施したところでございます。

しかし、市街地出沒時のわな設置や猟銃発砲の基準が不明確であるなどの課題が発見されたため、庁内関係課、米沢猟友会、米沢警察署の間でマニュアルの見直しを図り、体制の再構築を行っているところでございます。

また、最前線に対応いただく猟友会会員の高齢化や体制強化という課題もあるため、本議会にて補正予算を上程しており、新たに後継者の育成や活動への手当及び補償内容の拡充などについて支援を行い、関係機関が連携し、熊をはじめ有害鳥獣による人的被害を未然に防止するための体制強化を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） ただいま答弁いただきました。ありがとうございます。

個人情報にも関わることであって、警察からは具体的な数字は出てこないということでございまして、高齢化社会になってきて、高齢者の割合が増えれば、徘徊や帰宅困難者、こういった方々の割合も当然増えてくるものであらうと私は思っておりますけれども、いろいろあちこち施設や、そういうところにもお話をお伺いしてみたのでありますけれども、今のところ、逼迫したような待機状態で行くところがないという方はそんなにいなかったのであります。

本市の件数の増減、それから対象高齢者人口に占める割合の増減をどのようなものと捉えておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 本市の件数という、徘徊や帰宅が困難となった方の割合という形で捉えているかというところでよろしかったでしょうか。

先ほども申し上げたように、具体的な数字というのは把握していないところではありますけれども、先ほども壇上で申し上げましたように、事前登録制度「かえっぺ」への登録状況としましては、高齢者人口に対する登録率として、令和3年度は約0.8%、令和4年度は約0.9%、令和5年度は約1%となっており、徐々にではありますけれども認知症による徘徊などに不安を抱える高齢者が増えている状況については捉えているところです。

○相田克平議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） この解決方法でありますけれども、見えなくなったというか、そういう形になると思うのですけれども、やはり家族、親戚、知り合いで探す、それから手だてとしては警察とか交番へ届け出るというものなののでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 認知症の方については、

その行動にもやはり見て何か不思議なところがあるとか、周りの方が気づいていただき、警察へまずは届けていただければ一番いいとは思っておりますけれども、そういう状況でもないということになれば、やはり高齢者の行方不明となれば、警察署に家族の方が届出をしていただき、捜索するということになります。

○相田克平議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） 警察とか交番に届け出て、対応としては例えば警察犬の出動で、臭気追跡で探してもらえるという、そういうことはあるものなのでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 警察署の情報によりますと、天候や行方不明になった場所、匂いなどの条件を整えば、米沢警察署管内においても警察犬において臭気追跡というのは捜査の手段として行われていると聞いております。

また、山形県警が実施しております「やまがた110ネットワーク」の活用があり、これは必要とする情報や地域を選択してタイムリーで受け取ることができる無料の登録制のメール配信サービスになっております。配信される情報は、犯罪発生情報、特殊詐欺発生状況など様々ではありますけれども、情報提供には家族の同意をいただければ、早期発見につながる効果が期待できるメール配信なども行われているということをお聞きしております。

○相田克平議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） 事故になってしまったことは公表されておらないということで、分かっていないということなのですから、やはり家族は当事者がいなくなったとなりますと、交通事故に遭ってなんかいないだろうかと心配するわけですね。

本市の取組としてはQRコードをやってらっしゃるということなのですが、このQRコードに対しての市民の認知度というか、QRコードで対応

できることの市民への啓蒙というか、そういったものの市民の理解の度合いはどのように捉えておられますか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 正確な数字等は押さえていないところではありますが、先ほども壇上で申しあげましたように、まだまだその認知度は低い状況にあると思っております。配付件数も先ほど申しあげたように36人の方に配付しているという、非常に少ない状況でもあります。

また、QRコードを読み込むとメールが行くという本当に便利なシステムであるにもかかわらず、やはりそれが何であるかというのが市民の方、気づく方が分かなければ、利用することがなかなか難しい制度でもありますので、今後その周知をどのように広めていくか、先ほども申しあげましたように認知症サポーター養成講座などを通して、情報の発信に努めていきたいと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) 実態を調べようと思って、いろいろあちこち聞いてみたのですけれども、そんなに切迫したような、困っているのだという事案には私もたどり着けなかったのですね。やはりそこから見ると、意外と施設に入所されて、対応していただいている状態で、問題は解決しているというか、問題にはなっていないということなのではないかな。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 具体的にそのような危機感を持っている方が少ないという状況については、実態の把握は私たちのほうではまだできていないところですが、やはり施設においても利用される方々の行動には十分注意されていますし、また、そのような場合になったとしても早急に発見できる対策は施設において講じられているということで、大きな事故、事件にはつながって

ないものと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) そういうことでいきますと、意外と入所して、何とか見ていただきたいというニーズに対して、その施設などの収容力、こういったものは今のところは大体そんなに困っていないのだろうと私は思うのですが、今後こういう高齢者及びその予備軍というか、そういった方々がどんどん増えていくのではないかと心配されますけれども、そういう点では施設は今のところは余裕がある程度ある状況と見てよろしいものなのではないでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 今のところ待機者がいないわけではないことは把握しておりますので、まだまだ充足している状況ではないということも認識しております。ただ、本市において有償の施設も含めまして、その人数に対しては充足しているものということでは把握しています。ただ、利用される方が利用したいところを利用できる状況ではないというのは十分にこちらも理解しているところです。

○相田克平議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) 私もこのたびこういう通告をいたしましたので、ほかの自治体はどんなことをやっているのかと思って、いろいろ調べてみました。

岩手県の矢巾町では、わんわんパトロール隊というボランティアグループを結成してもらって、要するに犬の散歩をしていらっしゃる方々にボランティアグループを結成していただいて、QRコードなりシールなり、帰宅困難者が胸に貼ってあるシール等で、そういった方々に協力してもらえると。

それから、群馬県の沼田市では、地元のFMラジオ局も捜索に協力していると。こういったものは意外と費用がかからない部類のものだと思うのです。

あと、三重県の伊賀市ではQRコード、見守り安心シール、それから位置情報検索サービス。専用のGPSと。やはりGPSはお金は多少かかるのでしょけれども、自治体の取組として多いのはGPSの端末、これですと小型で軽量だと。やはりお年寄りにはあまりスマホや携帯を今まで持っていた習慣がない高齢者が多いわけで、こういうGPSの端末ですと、ふだん自分が持っているものに組み込めると。小型、軽量なために。靴に装着するとか、ステッキにつけるとか、そういったGPSをやっている自治体は結構多くありまして、やはり携帯やスマホを持つ習慣のないお年寄りには、こういうGPSの端末等でやることは非常に有効なのではないかと思えますけれども、本市としてはそういうGPSの端末を無料とか低価格で貸し出して、お年寄りの所在の確保に努めるという方向性等をこれから検討してみてもいいかと思いますが、その辺はどのように思われますか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 GPS導入のための補助事業を行っている自治体があるという状況については承知しているところです。ただ、導入費用の補助にとどまっているところが多いということで、月々の利用料金については利用者の方の負担になっているということもございます。

また、先ほども議員からお話がありましたとおり、靴であつたり、つえであつたり、持ち物ということで、必ずしも外出される際にその靴を履くとか、その物を持つかというところが特定されないという課題もございますので、本市としては先ほどもお話をさせていただいておりますQRコードシステムの利用を今後も推奨していきたいと考えております。

ただ、そのためには、周りの方々に早期に気づいていただける、声がけをしていただくような環境となることが本当に大事になってくるかと思えますので、併せて市民への周知という活動もし

ていかなければならないと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) ぜひGPS端末あたりは前向きに取り組んでいただきたいと要望申し上げます。

次に2つ目、有害鳥獣対策について。

野生動物、熊などが増えているのか。人里に餌を求めて出てきているのか。人里に出没しやすい環境に変わっているのか。最近、全国的に熊が人里に出てくる頻度が非常に増えておるわけでありまして、その辺はどのように捉えておられますか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 初めに、増えているのかという御質問でございますけれども、壇上でもお答えさせていただきましたが、置賜管内では1,284頭ほどツキノワグマが生息していると考えられておりますけれども、面積で推定しますと米沢市内については280頭ぐらいと推定しているところでございます。

その中で、先ほどもお話ししました、毎年15%を捕獲水準とした場合に、年間42頭になるわけでございますけれども、それに対して最近では令和3年が26頭、令和4年が33頭、令和5年が39頭ということで、平均33頭ほどの捕獲にとどまっております、約8割ということで、生息数は増加していると考えているところでございます。

また、餌を求めて来るのかということでございますけれども、猟友会の皆様との現地調査では、餌を求めて来ているのではないかと確認をいただいております。例えば一中の脇ですと、桜の実を食べに来ているという猟友会の方からの助言をいただいておりますし、また市内各所で養蜂、蜂を飼ってらっしゃる事業者さんがありまして、その蜜蜂を狙って来る熊もいるということでございまして、そこに対して何度もやって来るということで、目撃情報が増えているという傾向が取れるところでございます。

また、環境につきましては、壇上でも御説明しましたが、アーバンベアという、本来山にいる熊が里山に下りてきて、そこにとどまっている若い熊が増えているということに加えて、先ほど申し上げた河川敷がなかなか整備されなくて、そこが隠れ場になって移動ルートになっているということで、そういう環境がある関係で市街地への出没が増えていると分析しているところでございます。

○相田克平議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） こういったものについては、出没の多い季節はいつなのかと。我々、今までのパターンですと、やはり冬眠に入る前に食いだめをして、体に脂肪を蓄えて冬眠に入るために、秋口が多いと思っておったのですけれども、どうもこのところは5月末か6月等にも出てきているので、山に熊の食べるものが少なくなっているのか、人里に出やすくなってきているのか、その辺はどうですか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 出没の傾向でございますが、6月から9月頃にかけて出没が多くなると見ているところでございます。

熊につきましては、初夏頃に親離れすることでありまして、初夏から8月頃の繁殖期に雄が雌を探し回ったり、9月頃になると最も餌が不足する関係で、6月から9月の時期が一番出没が多いという傾向になっているところでございます。

○相田克平議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） このたびも市街地に入り込んできているわけですが、侵入ルートは判明しているのでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 このたび松川に侵入してきた熊でございますけれども、上郷の一念峰から上郷地区を通して松川に入ってきていると推定しているところでございます。その熊が松川です

とか羽黒川、堀立川などに入って、行ったり来たりを繰り返しているという経路を分析しているところでございます。

○相田克平議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） 6月14日の地元新聞に「市街地出没 足取り判明」という記事が大きく載っておったわけですが、この新聞にも書いていますけれども、やはり上郷方面の山手からずっと古館山、戸塚山、この辺を経由して最上川の、米沢市の北のほうから河川敷に入ったのではないかと思います。

あともう一つは、当局にお聞きしたら、2020年の9月に南部小学校に足跡ですか、熊の痕跡があったわけですが、こちらの熊の移動ルートというのは判明しているのでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 初めに6月14日の地元新聞による報道の中身との整合性でございますけれども、松川の河川敷に入ってくる個体については、親離れから間もない警戒心の薄い個体であると見ておるところでございます。ここ数年、毎年のように同じ時期に同じ場所で目撃されておりまして、猟友会の方々からは、個体は替わるが、いずれも同じルートで入ってきているのだろうと見解が示されているところでございます。目撃情報を時系列でたどりながら分析しますと、新聞報道のようなルートをたどっていると考えているところでございます。

また、令和2年の9月28日、南部小学校に熊が出没するという事案が発生しておりますが、午前7時に南部小のグラウンドで目撃されております。その際は、関係機関が通報を受けて対応に当たったわけですが、午後6時までの間にヤマザワ相生町店敷地内、市立病院南側駐車場付近、万里橋付近と目撃情報が続いておりまして、万里橋付近を最後に目撃情報が途絶えたために、搜索を終了しております。

南部小学校のグラウンドにおきましては、ツキ

ノワグマのふんも確認されておりましたが、幸い被害等はなかったものでございます。

侵入ルートは明確には分かっておりませんが、恐らく松川河川敷から侵入したものと推定しているところでございます。

○相田克平議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） やはり野生動物なので、河川敷のやぶや林の中を隠れるように移動して、今回市街地の河川敷の中に入ってきたのだろーと思います。

そうしますと、侵入ルートの河川敷のやぶを除去して、連続しているところをなくして、開けたところをつくり、移動しにくくすることが効果があると思いますけれども、その辺はどうでしょう。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 今お話がありましたとおり、本市もそのように考えておりまして、猟友会からも同様の助言をいただいているところでございます。

今年、一中の脇になりますけれども、県の置賜総合支庁の河川砂防課にお願いしまして、5メートル幅の緩衝帯2本を設置させていただいたところです。その後については熊の目撃情報はないところでございまして、引き続き、5メートルの緩衝帯だけではなくて、あの辺一帯について支障木等を除去していただくように山形県に今お願いして、調整しているところでございます。

○相田克平議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） これは6月12日の地元新聞の記事でありますけれども、6月11日の県議会の中で、市街地の河川敷や河川の支障木伐採を検討すると県が明らかにしたと。米沢市とも連携し、専門家の助言も踏まえ、伐採箇所を選定すると。「本年度、県は流下能力向上のため最上川の市街地約2キロ区間の一部で伐採を予定しており」となっておりますけれども、これは当然米沢市の行政も相談を受け、一緒に検討しているということになっているのか、それとも県で決めたものが後で

米沢市に情報としてだけ入ってくるという状況なのか、その辺は県との連携の状況はどんなものなのでしょう。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 支障木の伐採につきましては、県と連携を取りながら、市民環境部とも連携を取って、どの部分をやったらいいかというところもきちんと打合せをしながら、今年度につきましては先ほど申し上げましたが松川橋から住之江橋の約430メートル区間で支障木伐採をするとお聞きしているところでございます。

○相田克平議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） やはり草ややぶを刈って、開けたところをつくることによって熊がそこから先には、開けているところで、ここはやぶが切れているので、ここから先には進めないという状況をつくると。そういったやぶを除去する作業等を、隣接している市民の方々の協力を仰ぐとか、前によく松川の河川敷の清掃をやるので協力をお願いしますとか、そういう市民の協力を仰いでやるという方法があったわけでありましてけれども、やはりこういうものは人海戦術でやらないと、非常に面積が広いわけですから、なかなか仕事はかからないと思うのですが、そういう市民の協力を仰ぐということについてはどのように思っておられますか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 支障木伐採につきまして市民の協力を仰ぐという御質問かと思いますが、今の支障木が生えている部分につきましては河川が流れている部分になりますので、なかなか市民レベルでは難しいと考えてございますので、やはりその部分については専門の事業者に行っていただくべきものと、そういう捉え方をしているところでございます。

○相田克平議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） それから、これは私のほうに情報として入っておるのですが、10月6日に

直江石堤周辺で大規模な清掃作業を行う団体がおありになるようではありますが、この場合、人数がかなり大勢の人数に、100名先になるのではないかと考えているのですが、こういったものについては熊などの危険性は別に問題はないと捉えておるのでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 直江石堤公園周辺につきましては、今年度もかなりの目撃情報が寄せられておりまして、ある意味やはり危険な場所であるということは間違いないと考えております。

春先に実施しました清掃活動の際は、地元のコミセンの事務局長さんをお願いしまして、活動前に花火を幾つか打ち上げていただいたり、そういった予防策を講じながら活動したという経緯がございますので、そういったものを参考にさせていただきながら、御検討いただければと思います。

○相田克平議長 以上で9番山村明議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時12分 散 会